

鳥取県漁業調整規則対照表（規則案、規則例、海面規則、内水面規則）

鳥取県漁業調整規則案	都道府県漁業調整規則例	鳥取県海面漁業調整規則	鳥取県内水面漁業調整規則				
<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この規則は、漁業法（以下「法」という。）及び水産資源保護法その他漁業に関する法令と相まって、鳥取県における水産資源の保護培養、その他漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。</p>	<p>第一章 総則 (目的) 第一条 この規則は、漁業法（以下「法」という。）及び水産資源保護法その他漁業に関する法令と相まって、〇〇県における水産資源の保護培養、その他漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。</p>	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第1項及び第2項並びに水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第1項及び第2項の規定に基づき、漁業取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養のため必要な事項を定め、並びに漁業法の規定により知事の権限とされている事務を処理するため必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(適用範囲) 第2条 この規則は、漁業法第84条第1項に規定する海面に適用する。 (漁業権行使規則等の認可の申請) 第4条 漁業法第8条第6項の規定による漁業権行使規則又は入漁権行使規則の認可を受けようとする者は、様式第2号による認可申請書により認可を知事に申請しなければならない。 (漁業権の設定の免許の申請) 第5条 漁業法第10条の規定による漁業権の設定の免許の申請は、様式第3号による免許申請書を知事に提出してしなければならない。 (小型機船底びき網漁業の地方名称) 第6条 小型機船底びき網漁業取締規則（昭和27年農林省令第6号）第1条第1項各号に掲げる小型機船底びき網漁業で次の表の左欄に掲げるものの地方名称は、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1140 1337 1628 1453"> <tr> <td>小型機船底びき網漁業の種類</td> <td>地方名称</td> </tr> <tr> <td>手繰第1種漁業</td> <td>機船手繰網漁業</td> </tr> </table>	小型機船底びき網漁業の種類	地方名称	手繰第1種漁業	機船手繰網漁業	<p>第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第2項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第2項の規定に基づき、漁業取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養のため必要な事項を定め、並びに漁業法の規定により知事の権限とされている事務を処理するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用範囲) 第2条 この規則は、漁業法第8条第3項に規定する内水面に適用する。 (漁業権行使規則等の認可の申請) 第4条 漁業法第8条第6項の規定による漁業権行使規則又は入漁権行使規則の認可を受けようとする者は、様式第2号による認可申請書により認可を知事に申請しなければならない。 (漁業権の設定の免許の申請) 第5条 漁業法第10条の規定による漁業権の設定の免許の申請は、様式第3号による免許申請書を知事に提出してしなければならない。 (遊漁規則の認可申請) 第6条 漁業法第129条第1項の規定による漁業規則の認可又は同法同条第3項の規定による遊漁規則の変更の認可をうけようとする者は、様式第4号による認可申請書により許可を知事に申請しなければならない。 第7条 削除</p>
小型機船底びき網漁業の種類	地方名称						
手繰第1種漁業	機船手繰網漁業						

<p>(県内に住所を有しない者の申請)</p> <p>第2条 県内に住所を有しない者は、第8条第1項の申請書を知事に提出しようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。</p> <p>(代表者の届出)</p> <p>第3条 法第5条第1項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 代表者として選定された者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)</p> <p>第2章 漁業の許可 (知事による漁業の許可)</p> <p>第4条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業(第7号、第18号及び第19号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。)を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 小型まき網漁業 海面(法第60条第5項第2号に規定するものをいう。以下同じ。)においてぬいきり網及びしぼり網を含み、総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業。</p> <p>(2) まき刺網漁業 海面においてまき刺網を使用して行う漁業(狩刺網漁業を含む。)</p> <p>(3) 機船船びき網漁業 海面において機船</p>	<p>(県内に住所を有しない者の申請)</p> <p>第2条 県内に住所を有しない者は、第8条第1項(第三十二条第五項及び第三十四条第七項において準用する場合を含む。)の申請書を知事に提出しようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。</p> <p>(代表者の届出)</p> <p>第3条 法第5条第一項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>二 代表者として選定された者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)</p> <p>第2章 漁業の許可 (知事による漁業の許可)</p> <p>第4条 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一 もじゃこ漁業 海面においてもじゃこ(全長十五センチメートル以下のぶりをいう。)をとることを目的とする漁業(中型まき網漁業を除く。)</p> <p>二 うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚(全長十三センチメートル以下のうなぎをいう。)をとることを目的とする漁業</p> <p>三 しじみ漁業 内水面においてじょれんによりしじみをとることを目的とする漁業(小型機船底びき網漁業を除く。)</p> <p>四 さんご漁業 海面においてさんごをと</p>	<table border="1"> <tr> <td>手繰第2種漁業</td> <td>えびけた網漁業 自家用餌料 びき網漁業</td> </tr> <tr> <td>手繰第3種漁業</td> <td>貝けた網漁業 なまこけた網 漁業</td> </tr> <tr> <td>打瀬漁業</td> <td>こうがい網漁業</td> </tr> </table> <p>第7条 削除</p> <p>【第9条第4項】</p> <p>4 県内に住所を有しない者が提出する漁業法第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業並びに前条第2号、第3号、第8号、第9号及び第12号に掲げる漁業の方法により営む漁業に係る第1項の申請書には、その者の住所を管轄する知事の意見書を添付しなければならない。</p> <p>(代表者の届出)</p> <p>第3条 漁業法第5条第1項の規定による代表者の届出は、様式第1号による届書を知事に提出してしなければならない。</p> <p>第2章 漁業の許可及び起業の認可 (漁業の許可)</p> <p>第8条 次に掲げる漁業の方法により漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号から第9号までに掲げる漁業の方法により営む漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業の方法により営む漁業にあっては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第14号に掲げる漁業の方法による漁業にあっては、漁業法第8条第1項の規定により漁業権の内容たる地びき網漁業を営む権利を有する者が当該権利に係る漁業を営む場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 小型まき網(ぬいきり網及びしぼり網を含み、総トン数5トン未満の船舶を</p>	手繰第2種漁業	えびけた網漁業 自家用餌料 びき網漁業	手繰第3種漁業	貝けた網漁業 なまこけた網 漁業	打瀬漁業	こうがい網漁業	<p>(代表者の届出)</p> <p>第3条 漁業法第5条第1項の規定による代表者の届出は、様式第1号による届書を知事に提出してしなければならない。</p>
手繰第2種漁業	えびけた網漁業 自家用餌料 びき網漁業								
手繰第3種漁業	貝けた網漁業 なまこけた網 漁業								
打瀬漁業	こうがい網漁業								

<p>船びき網により行う漁業</p> <p>(4) ごち網漁業 海面においてごち網により行う漁業</p> <p>(5) 敷網漁業 海面において敷網により行う漁業</p> <p>(6) こぎ刺網漁業 海面においてこぎ刺網により行う漁業</p> <p>(7) かご網漁業 海面においてかご網により行う漁業(こういか、ひらつめがに以外の水産動物の採捕を目的とするものに限る、次号に規定するばいかご網漁業を除く。)</p> <p>(8) ばいかご網漁業 海面においてかご網によりばいがい(えっちゅうばい、えぞぼらもどき及びつばい)をとることを目的とする漁業</p> <p>(9) 小型いかつり漁業 海面において総トン数5トン以上30トン未満の動力漁船を使用して釣りによっていかをとることを目的とする漁業</p> <p>(10) すくい網漁業 中海海域(境港市外江町木工団地に設置された干拓記念碑(北緯35度31分44.55秒、東経133度11分54.70秒)と島根県松江市美保関町森山去ルガ鼻東端(北緯35度31分49.81秒、東経133度11分44.10秒)とを結んだ線以内の海域をいう。以下同じ。)及び境水道(境港市境港防波堤東端から正北の線と同市外江町木工団地に設置された干拓記念碑(北緯35度31分44.55秒、東経133度11分54.70秒)と島根県松江市美保関町森山去ルガ鼻東端(北緯35度31分49.81秒、東経133度11分44.10秒)とを結んだ線により囲まれた海域をいう。以下同じ。)において3トン以上の動力漁船により集魚灯及び動力式漁労装置を使用してすくい網により行う漁業</p> <p>(11) しいらつけ漁業 海面においてしいらつけにより行う漁業</p> <p>(12) げんしき網漁業 海面においてげんしき網により行う漁業</p> <p>(13) 固定式刺網漁業 海面において固定式刺網により行う漁業(推進機関を備えない船舶により一重網を使用するものを除</p>	<p>ることを目的とする漁業</p> <p>五 小型まき網漁業 海面において総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業(第一号に掲げるもじゃこ漁業を除く。)</p> <p>六 機船船びき網漁業 海面において機船船びき網により行う漁業(第一号に掲げるもじゃこ漁業を除く。)</p> <p>七 ごち網漁業 海面においてごち網により行う漁業</p> <p>八 刺し網漁業 海面において刺し網により行う漁業(次号に掲げる固定式刺し網漁業を除く。)</p> <p>九 固定式刺し網漁業海面において固定式刺し網により行う漁業</p> <p>十 いるか突棒漁業 海面においているか突棒により行う漁業</p> <p>十一 さけ・ますはえ縄漁業 海面において総トン数十トン以上の動力漁船を使用してさけ・ますはえ縄により行う漁業</p> <p>十二 しいらづけ漁業 海面においてしいらづけにより行う漁業(中型まき網漁業を除く。)</p> <p>十三 たこつぼ漁業 海面においてたこつぼにより行う漁業</p> <p>十四 潜水器漁業 海面において潜水器(簡易潜水器を含む。)により行う漁業</p> <p>十五 地びき網漁業 海面において地びき網により行う漁業</p> <p>十六 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業</p> <p>十七 ふくろ網漁業 内水面においてふくろ網により行う漁業(うなぎ稚魚漁業を除く。)</p>	<p>使用するものに限る。以下当該漁業の方法による漁業を「小型まき網漁業」という。)</p> <p>(2) まき刺網(狩刺網を含む。以下当該漁業の方法による漁業を「まき刺網漁業」という。)</p> <p>(3) 機船船びき網(第13号に掲げるものを除く。以下当該漁業の方法による漁業を「機船船びき網漁業」という。)</p> <p>(4) ごち網(以下当該漁業の方法による漁業を「ごち網漁業」という。)</p> <p>(5) 敷網(以下当該漁業の方法による漁業を「敷網漁業」という。)</p> <p>(6) こぎ刺網(以下当該漁業の方法による漁業を「こぎ刺網漁業」という。)</p> <p>(7) かご網(こういか、ひらつめがに及びきんこばいの採捕を目的とするもの、総トン数10トン以上の動力漁船によるずわいがにの採捕を目的とするもの並びに漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令(昭和38年政令第6号)第1項第12号に掲げる海域以外の日本海の海域においてかごを使用してべにずわいがにの採捕を目的とするものを除く。以下当該漁業の方法による漁業を「かご網漁業」という。)</p> <p>(8) 小型いかつり(総トン数5トン以上30トン未満の船舶を使用するものに限る。以下当該漁業の方法による漁業を「小型いかつり漁業」という。)</p> <p>(9) すくい網(中海海域(境港市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑と島根県松江市美保関町去ルガ鼻東端とを結んだ線以内の海域をいう。以下同じ。)及び境水道(境港市境港防波堤東端から正北の線と同市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑と島根県松江市美保関町去ルガ鼻東端とを結んだ線により囲まれた海域をいう。以下同じ。)において3トン以上の動力漁船により集魚灯及び動力式漁労装置を使用するものに限る。以下当該漁業の方法による漁業を「すくい網漁業」という。)</p> <p>(10) しいらつけ(以下当該漁業の方法に</p>	
---	--	---	--

<p>く。)</p> <p>(14) かつら網漁業 海面においてかつら網により行う漁業</p> <p>(15) 地びき網漁業 海面において地びき網により行う漁業</p> <p>(16) 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業</p> <p>(17) 潜水器漁業 海面において潜水器（簡易潜水器を含む。）により行う漁業</p> <p>(18) <u>あわび漁業 海面においてあわびをとることを目的とする漁業（第16号に掲げる潜水器漁業の許可を受けて採捕するものを除く。）</u></p> <p>(19) <u>なまこ漁業 海面においてなまこを採捕することを目的とする漁業（小型機船底びき網漁業及び第16号に掲げる潜水器漁業の許可を受けて採捕するものを除く。）</u></p> <p>2 前項の許可は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は前項第1号から第13号までに掲げる漁業（以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。）にあっては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。</p> <p>（許可を受けた者の責務）</p> <p>第5条 知事許可漁業について許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。</p> <p>（起業の認可）</p> <p>第6条 許可を受けようとする者であって現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。</p>	<p>よる漁業を「しいらつけ漁業」という。）</p> <p>(11) げんしき網（以下当該漁業の方法による漁業を「げんしき網漁業」という。）</p> <p>(12) 固定式刺網（推進機関を備えない船舶により1重網を使用するものを除く。以下当該漁業の方法による漁業を「固定式刺網漁業」という。）</p> <p>(13) かつら網（以下当該漁業の方法による漁業を「かつら網漁業」という。）</p> <p>(14) 地びき網（以下当該漁業の方法による漁業を「地びき網漁業」という。）</p> <p>(15) 小型定置（以下当該漁業の方法による漁業を「小型定置漁業」という。）</p> <p>(16) 潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む。以下当該漁業の方法による漁業を「潜水器漁業」という。）</p> <p>2 前項の許可は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は前項第一号若しくは第三号から第十三号までに掲げる漁業（以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。）にあっては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。</p> <p>（許可を受けた者の責務）</p> <p>第5条 知事許可漁業について許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。</p> <p>（起業の認可）</p> <p>第6条 許可を受けようとする者であって現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。</p>	<p>よる漁業を「しいらつけ漁業」という。）</p> <p>(11) げんしき網（以下当該漁業の方法による漁業を「げんしき網漁業」という。）</p> <p>(12) 固定式刺網（推進機関を備えない船舶により1重網を使用するものを除く。以下当該漁業の方法による漁業を「固定式刺網漁業」という。）</p> <p>(13) かつら網（以下当該漁業の方法による漁業を「かつら網漁業」という。）</p> <p>(14) 地びき網（以下当該漁業の方法による漁業を「地びき網漁業」という。）</p> <p>(15) 小型定置（以下当該漁業の方法による漁業を「小型定置漁業」という。）</p> <p>(16) 潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む。以下当該漁業の方法による漁業を「潜水器漁業」という。）</p> <p>（起業の認可）</p> <p>第17条 漁業の許可を受けようとする者であって現に船舶又は主な漁具を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前又は船舶若しくは漁具を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶若しくは漁具を使用する権利を取得する前に、船舶ごとに許可を要する漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに、あらかじめ起業について知事の認可を受けることができる。</p> <p>2 起業の認可を受けようとする者は、船舶ごとに許可を要する漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに、あらかじめ起業について知事の認可を受けることができる。</p>	
--	---	--	--

<p>第7条 前条の認可（以下この章において「起業の認可」という。）を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。</p> <p>2 起業の認可を受けた者が、起業の認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。</p> <p>（許可又は起業の認可の申請）</p> <p>第8条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 知事許可漁業の種類</p> <p>(3) 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地</p> <p>(4) 漁具の種類、数及び規模</p> <p>(5) 船舶ごとに許可を要する漁業にあっては、使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数</p> <p>(6) その他参考となるべき事項</p> <p>2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と</p>	<p>第7条 前条の認可（以下この章において「起業の認可」という。）を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。</p> <p>2 起業の認可を受けた者が、起業の認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。</p> <p>（許可又は起業の認可の申請）</p> <p>第8条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 知事許可漁業の種類</p> <p>三 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地</p> <p>四 漁具の種類、数及び規模</p> <p>五 船舶ごとに許可を要する漁業にあっては、使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数</p> <p>六 その他参考となるべき事項</p> <p>2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要</p>	<p>ては当該漁業ごとに様式第4号による認可申請書により認可を知事に申請しなければならない。</p> <p>3 第9条第2項、第3項及び第5項から第7項までの規定は、前項の認可の申請にこれを準用する。</p> <p>第19条 知事は、起業の認可を受けた者がその起業の認可に基づいて漁業の許可の申請をした場合において、その申請の内容が当該起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第21条第1項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可をするものとする。</p> <p>2 起業の認可を受けた者が認可を受けた日から知事の指定した期間内に漁業の許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日にその効力を失う。</p> <p>（漁業の許可の申請）</p> <p>第9条 漁業法第66条第1項及び前条の規定による漁業の許可（以下「漁業の許可」という。）を受けようとする者は、漁業法第66条第1項に規定する漁業及び前条第1号から第9号までに掲げる漁業の方法により営む漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業の方法により営む漁業にあっては当該漁業ごとに様式第4号による許可申請書により許可を知事に申請しなければならない。</p> <p>2 漁業法第66条第3項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度並びに第23条第1項の規定により漁業の許可又は起業の認可をすることができる数の最高限度が定められた漁業（以下「定数漁業」という。）に係る前項の許可の申請は、知事が別に定める期間中にしなければならない。ただし、第19条第1項、第25条及び第26条第1項の規定による許可を申請する場合は、この限りでない。</p> <p>3 知事は、前項の規定により期間を定めるときは、これを公示するものとする。</p> <p>5 知事は、第1項の申請書の提出があった場合において必要があるときは、漁業の許可</p>	
---	--	--	--

<p>認める書類の提出を求めることができる。</p> <p>(許可又は起業の認可をしない場合) 第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合</p> <p>(2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合</p> <p>2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、あらかじめ、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。</p> <p>(許可又は起業の認可についての適格性) 第10条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。</p> <p>(1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。</p> <p>(2) 暴力団員等であること。</p> <p>(3) 法人であって、その役員又は操船若しくは魚ろうを指揮監督する者のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。</p> <p>(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。</p> <p>(5) 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。</p> <p>2 知事は、前項第5号の基準を定め、又は変</p>	<p>と認める書類の提出を求めることができる。</p> <p>(許可又は起業の認可をしない場合) 第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。</p> <p>一 申請者が次条第一項に規定する適格性を有する者でない場合</p> <p>二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合</p> <p>2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、あらかじめ、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。</p> <p>(許可又は起業の認可についての適格性) 第10条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。</p> <p>一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。</p> <p>二 暴力団員等であること。</p> <p>三 法人であって、その役員又は操船若しくは魚ろうを指揮監督する者のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。</p> <p>四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。</p> <p>五 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。</p> <p>2 知事は、前項第五号の基準を定め、又は変</p>	<p>をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。</p> <p>(漁業の許可又は起業の認可をしない場合) 第21条 知事は、次の各号の一に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしないものとする。</p> <p>(1) 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。</p> <p>(2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。</p> <p>(3) 漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるとき。</p> <p>2 知事は、前項第1号又は第2号の規定により漁業の許可又は起業の認可をしないときは、あらかじめ、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。</p> <p>4 知事は、第1項第3号の規定により漁業の許可又は起業の認可をしないときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>(漁業の許可又は起業の認可についての適格性) 第22条 漁業の許可又は起業の認可について適格性を要する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。</p> <p>(1) 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。</p> <p>(2) 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであっても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。</p>	
--	---	--	--

<p>更しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。 (新規の許可又は起業の認可)</p> <p>第11条 知事は、許可(第7条第1項及び第14条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第14条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。</p> <p>(1) 漁業種類(知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数</p> <p>(3) 推進機関の馬力数</p> <p>(4) 操業区域</p> <p>(5) 漁業時期</p> <p>(6) 漁業を営む者の住所</p> <p>2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、漁業調整のため特に必要がある場合その他緊急を要する特別の事情があるときは、この限りではない。</p> <p>3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。</p>	<p>更しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。 (新規の許可又は起業の認可)</p> <p>第十一条 知事は、許可(第七条第一項及び第十四条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第十四条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。</p> <p>一 漁業種類(知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。)</p> <p>二 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数</p> <p>三 推進機関の馬力数</p> <p>四 操業区域</p> <p>五 漁業時期</p> <p>六 . . .</p> <p>2 前項の申請すべき期間は、一月を下らない範囲において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、漁業調整のため特に必要がある場合その他緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>3 知事は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。</p>	<p>(漁業の許可及び起業の認可をする数の最高限度)</p> <p>第23条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、第8条各号に掲げる漁業の方法により営む漁</p>	
---	--	--	--

<p>5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。</p> <p>6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。</p>	<p>5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第一項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。</p> <p>6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。</p>	<p>業につき及び漁業法第66条第1項に掲げる漁業のうち同条第3項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められた漁業以外の漁業につき、漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度を定めることができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定により最高限度を定めようとするときは、あらかじめ鳥取海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。</p> <p>3 知事は、第1項の規定により最高限度を定めたときは、これを公示するものとする。</p> <p>4 前2項の規定は、第1項の規定により定められた最高限度を変更する場合にこれを準用する。 (申請が定数をこえる漁業の許可又は起業の認可の基準)</p> <p>第24条 知事は、定数漁業に係る漁業の許可又は起業の認可の申請が漁業法第66条第3項の規定による知事が許可することができる船舶の隻数の最高限度並びに前条第1項の規定による漁業の許可又は起業の認可をすることができる数の最高限度(以下「定数」という。)をこえる場合には、少なくとも次の各号に掲げる事項を勘案して漁業ごとに漁業の許可及び起業の認可の基準を定め、これに従って漁業の許可又は起業の認可をするものとする。</p> <p>(1) 漁業調整若しくは水産資源の保護培養のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため定数漁業への転換を図ること。</p> <p>(2) 定数漁業の従事者が定数漁業の漁業者としてその自立を図ること。</p> <p>2 知事は、定数漁業に係る漁業の許可又は起業の認可の申請をすべて認めるとすれば定数漁業の定数をこえることとなる場合において、その申請のうちに現に当該漁業の許可又は起業の認可を受けている者(当該漁業の許可の有効期間の満了日が第9条第3項(第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により公示した漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間の末日以前である場合にあつては、当該許可の有効期間の満了日において当該漁業の許可又は起業の認可を受けていた者)が当該漁業の</p>	
---	---	--	--

<p>7 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合においてその協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）又は当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人若しくは分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業</p>	<p>7 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合においてその協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、又は当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人若しくは当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該</p>	<p>許可の有効期間（起業の認可を受けており又は受けていた者にあつては、当該起業の認可に係る漁業の許可の有効期間）の満了日の到来のため改めてした申請（船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、当該漁業の許可又は起業の認可に係る船舶と同一の船舶又はその船舶に代わる船舶であつてその総トン数及び馬力数が当該漁業の許可又は起業の認可に係る船舶の総トン数及び馬力数をこえないものについてした申請に限る。）があるときは、前項の規定にかかわらず、その申請に対して、他の申請に優先して漁業の許可又は起業の認可をするものとする。</p> <p>3 知事は、前項の規定により漁業の許可又は起業の認可をするとすれば当該漁業の定数をこえることとなる場合には、前項の規定にかかわらず、少なくとも次の各号に掲げる事項を勘案して漁業ごとに漁業の許可又は起業の認可の基準を定め、これに従つて漁業の許可又は起業の認可をするものとする。</p> <p>(1) 当該漁業の操業状況 (2) 各申請者が当該漁業に依存する程度 (3) 船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、前項の規定により許可をする申請に係る船舶の申請者別隻数</p> <p>4 知事は、第1項又は前項の基準を定めようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。</p> <p>【第9条第6項】</p> <p>6 定数漁業の許可の申請をした者が当該申請について許可又は不許可の処分があるまでの間に死亡し、合併により解散し、又は分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可の申請をした</p>	
---	--	--	--

<p>の認可の申請をした者の地位を承継する。</p> <p>8 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、承継の日から2月以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(公示における留意事項)</p> <p>第12条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第一項の規定により公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めないものとする。</p> <p>(許可等の条件)</p> <p>第13条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。</p> <p>2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。</p> <p>3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>4 第2項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p> <p>(継続の許可又は起業の認可)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。</p>	<p>許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。</p> <p>8 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、承継の日から2月以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(公示における留意事項)</p> <p>第十二条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第一項の規定により公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めないものとする。</p> <p>(許可等の条件)</p> <p>第十三条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。</p> <p>2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。</p> <p>3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>4 第二項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p> <p>(継続の許可又は起業の認可等)</p> <p>第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第9条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。</p>	<p>者の地位を承継する。</p> <p>7 前項の規定により許可の申請をした者の地位を承継した者は、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(漁業の許可又は起業の認可の制限又は条件)</p> <p>第20条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、漁業の許可又は起業の認可をするに当たり、当該許可又は起業の認可に制限又は条件を付けることができる。</p>	
---	---	---	--

<p>(1) 知事が別に定める知事許可漁業について許可を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。</p> <p>(2) 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。</p> <p>(3) 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6月以内(その許可の有効期間中に限る。)に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。</p> <p>(4) 知事が別に定める知事許可漁業について許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。</p>	<p>一 知事が別に定める知事許可漁業について許可を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。</p> <p>二 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。</p> <p>三 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6月以内(その許可の有効期間中に限る。)に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。</p> <p>四 知事が別に定める知事許可漁業について許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。</p>	<p>(漁業の許可又は起業の認可の特例)</p> <p>第25条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業については、次の各号の一に該当する場合で、申請の内容が従前の漁業の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第21条第1項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。</p> <p>(1) 漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間中にその許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止し、他の船舶について漁業の許可又は起業の認可を申請したとき。</p> <p>(2) 漁業の許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6月以内(その許可の有効期間中に限る。)に他の船舶について漁業の許可又は起業の認可を申請したとき。</p> <p>第26条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の理由により当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者が、当該船舶について漁業の許可又は起業の認可を申請した場合において、その申請が次の各号のいずれかに該当し、かつ、その申請の内容が従前の許可に係る漁業の許可の内容と同一であるときは、第21条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。</p> <p>(1) 漁業の許可を受けた者が、当該漁業の経営の安定又は合理化を図るため、その経営組織を変更して、他の漁業者若しくは漁業従事者と共同して当該漁業を営む場合又はその者若しくはその者の当該漁業に従事する者を主たる構成員若しく</p>	
--	--	---	--

<p>2 前項第1号の申請は、許可の有効期間の満了日の3月前から1月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによることが適当でないとして認められるときは、知事が定めて公示する期間内に申請しなければならない。</p> <p>(許可の有効期間)</p> <p>第15条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項(第1号を除く。)の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。</p> <p>(1) <u>法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び第4条第1項第1号から第7号まで、第11号から第16号までに掲げる漁業</u> 5年</p> <p>(2) <u>第4条第1項第9号、第10号に掲げる漁業</u> 3年</p> <p>(3) <u>第4条第1項第8号、第17号から第19号に掲げる漁業</u> 1年</p> <p>2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、</p>	<p>2 前項第一号の申請は、許可の有効期間の満了日の三月前から一月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによることが適当でないとして認められるときは、知事が定めて公示する期間内に申請しなければならない。</p> <p>(許可の有効期間)</p> <p>第十五条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第一項(第一号を除く。)の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。</p> <p>一 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業及び第四条第一項第〇号から第〇号までに掲げる漁業 五年</p> <p>二 第四条第一項第〇号から第〇号までに掲げる漁業 三年</p> <p>三 第四条第一項第二号に掲げる漁業 一年</p> <p>2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。</p>	<p>は社員とする法人として当該漁業を営む場合その他これに準ずる場合</p> <p>(2) 漁業の許可を受けた者が、その許可に係る船舶の合計総トン数が別に知事が定めて公示する規模に達しない場合において、その規模に達するため、他の船舶をあわせ使用しようとするとき。</p> <p>(3) 漁業の許可又は起業の認可を申請した者が、漁業調整若しくは水産資源の保護培養のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため緊急に転換を図る必要があると認められる漁業であつて別に知事が定めて公示するものを営み若しくはこれに従事する者又はこれらを主たる構成員若しくは社員とする法人である場合</p> <p>(4) 定数漁業の従事者が自立して当該漁業を営もうとする場合</p> <p>2 知事は、前項第2号の規模若しくは同項第3号の漁業を定め、又はこれらを変更しようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>(漁業の許可の有効期間)</p> <p>第10条 漁業の許可の有効期間は、3年とする。ただし、第25条又は第26条第1項の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。</p> <p>2 前項の有効期間は、同一の定数漁業については同一の期日に満了するように定めるものとする。</p> <p>3 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、鳥取海区漁業調整委員会の意見をきいて、第1項の期間より短い期間を定めることができる。</p>	
---	---	---	--

<p>前項の期間より短い期間を定めることができる。 (変更の許可) 第16条 許可又は起業の認可を受けた者が、第11条第1項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 知事許可漁業の種類 (3) 許可又は起業の認可の番号 (4) 許可又は起業の認可の年月日 (5) 変更の内容 (6) 変更の理由 (7) その他参考となるべき事項</p> <p>3 第8条第2項の規定は、前項の場合について準用する。</p>	<p>(変更の許可) 第十六条 許可又は起業の認可を受けた者が、第十一条第一項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二 知事許可漁業の種類 三 許可又は起業の認可の番号 四 許可又は起業の認可の年月日 五 変更の内容 六 変更の理由 七 その他参考となるべき事項</p> <p>3 第八条第二項の規定は、前項の場合について準用する。</p>	<p>(漁業の許可の内容の変更の許可) 第12条 漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容（漁業法第66条第1項に規定する漁業及び第8条第1号から第9号までに掲げる漁業の方法により営む漁業（以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。）にあっては漁業種類（当該漁業を魚種、漁具、漁法等により区分したものをいう。以下同じ。））、船舶の総トン数及び馬力数、操業区域並びに操業期間をいい、その他の漁業の方法により営む漁業にあっては漁業種類、操業区域及び操業期間をいう、以下同じ。）を変更しようとするときは、様式第6号による変更許可申請書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 第9条第5項の規定は、前項の変更許可申請書の提出があった場合にこれを準用する。</p> <p>(起業の認可の変更の許可) 第18条 起業の認可を受けた者は、その起業の認可につき漁業の許可の内容となるべき事項を変更しようとするときは、様式第9号による変更許可申請書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 第9条第5項の規定は、前項の変更許可申請書の提出があった場合にこれを準用する。</p>	
<p>(相続又は法人の合併若しくは分割) 第17条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を受けた船舶等を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、承継の日から2月以内に、その事実を証する書面を添えて、</p>	<p>(相続又は法人の合併若しくは分割) 第十七条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、承継の日から2月以内に、その事実を証する書面を添えて、</p>	<p>(相続又は法人の合併若しくは分割) 第27条 漁業の許可又は起業認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該漁業の許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合においてその協議により漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、承継</p>	

<p>その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(許可等の失効)</p> <p>第 18 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。</p> <p>(1) 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。</p> <p>(2) 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。</p> <p>(3) 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。</p> <p>2 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 第1項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止した場合には、当該許可は、その効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許可に係る知事許可漁業を廃止した日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>4 第1項の規定は、前項の場合について準用する。</p>	<p>その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(許可等の失効)</p> <p>第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。</p> <p>一 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。</p> <p>二 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。</p> <p>三 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。</p> <p>2 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 第1項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止した場合には、当該許可は、その効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許可に係る知事許可漁業を廃止した日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>4 第一項の規定は、前項の場合について準用する。</p>	<p>の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(漁業の許可又は起業の認可の失効)</p> <p>第31条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、第27条第1項の規定に基づき承継する場合を除き、その許可又は起業の認可は、その効力を失う。</p> <p>2 漁業の許可を受けた者が当該漁業を廃止したときは、その許可は、その効力を失う。</p> <p>3 次の各号の一に該当する場合は、船舶ごとに許可を要する漁業の許可又は起業の認可は、その効力を失う。</p> <p>(1) 漁業の許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止したとき。</p> <p>(2) 漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。</p> <p>(3) 漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。</p>	
<p>(休業等の届出)</p> <p>第 19 条 許可を受けた者は、1 漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。</p> <p>2 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>(休業等の届出)</p> <p>第十九条 許可を受けた者は、一漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。</p> <p>2 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>(休業の届出)</p> <p>第32条 漁業の許可を受けた者が1 漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定により休業の届出をした者は、前項の休業中の漁業に就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p><u>(中海海域又は境水道における漁業の許可に係る届出及び申請の特例)</u></p> <p><u>第32条の2 島根県知事の漁業の許可を受け、又は受けようとする者であって、中海海域又は境水道を操業区域に含む漁業の許可を受け、又は受けようとするものが行う届出及び申請に係る様式は、第3条、第9条、</u></p>	

第12条から第14条まで、第17条及び第18条の規定に関わらず、知事が別に定めるところにより行うことができる。

第29条 知事は、漁業の許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業したときは、その許可を取り消すことができる。

2 漁業の許可を受けた者の責に帰すべき理由による場合を除き、次条第1項若しくは第52条の規定に基づく処分又は漁業法第67条第1項の規定に基づく指示若しくは同条第11項の規定に基づく命令若しくは同法第68条第1項の規定に基づく指示若しくは同条第4項において準用する同法第67条第11項の規定に基づく命令により操業を停止された期間は、前項の休業の期間に算入しない。

3 前条第2項の規定は、第1項の取消しをする場合にこれを準用する。

(漁獲成績報告書の提出)

第61条 漁業の許可を受けた者は、漁業法第66条第1項及び第8条の規定による漁業ごとに、漁獲成績報告書を操業期間終了後その翌月の末日までに知事に提出しなければならない。

(休業による許可の取消し)

第20条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から6月又は引き続き1年間休業したときは、関係漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第23条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第119条第1項若しくは第2項の規定に基づく命令、法第120条第1項の規定による指示、同条第11項の規定による命令、法第121条第1項の規定による指示又は同条第4項において読み替えて準用する法第120条第11項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第1項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第21条 許可を受けた者は、次に掲げる事項を操業期間終了後その翌月の末日までに知事に報告しなければならない。

- (1) 許可を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称）
- (2) 許可番号
- (3) 報告の対象となる期間
- (4) 漁獲量その他の漁業生産の実績
- (5) 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
- (6) 資源管理に関する取組の実施状況
- (7) その他必要な事項

(休業による許可の取消し)

第二十條 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から六月又は引き続き一年間休業したときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第二十三條第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第百十九條第一項若しくは第二項の規定に基づく命令、法第百二十條第一項の規定による指示、同条第十一項の規定による命令、法第百二十一條第一項の規定による指示又は同条第四項において読み替えて準用する法第百二十條第十一項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第一項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第二十一條 許可を受けた者は、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- 一 許可を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称）
- 二 許可番号
- 三 報告の対象となる期間
- 四 漁獲量その他の漁業生産の実績
- 五 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
- 六 資源管理に関する取組の実施状況
- 七 その他必要な事項

2 前項の報告は、次の表の上欄に掲げる漁業の種類に応じ、それぞれ下欄に掲げる期限までにしなければならない。

漁業の種類	期限
小型機船底びき網漁業、中型まき網漁業、瀬戸内海機船船びき網漁業、小型さけ・ます流し網漁業	翌月の十日まで

うなぎ稚魚漁業	漁業時期の終了後三十日以内
〇〇漁業	当該航海終了後三十日以内
〇〇漁業	翌月の十日まで

2 前項の漁獲成績報告書の提出に当たっては、中海海域及び境水道のうち境水道大橋東端の線以西の海域（以下「対象海域」という。）のうち鳥取県の管轄に属するもの（以下「鳥取県の対象海域」という。）に係る漁業の許可（以下「鳥取県知事の許可」という。）を受けた者で、対象海域のうち島根県の管轄に属するもの（以下「島根県の対象海域」という。）に係る島根県知事の許可（鳥取県知事の許可における漁業に相当する種類の漁業に係るものに限る。）を受けたものは、鳥取県の対象海域における漁獲と島根県の対象海域における漁獲を区別することが困難である場合は、対象海域に係る漁獲成績報告書を提出することができるものとする。

(適格性の喪失等による許可等の取消し等)
 第22条 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第9条第1項第2号又は第10条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(適格性の喪失等による許可等の取消し等)
 第二十二條 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第九條第一項第二号又は第十條第一項各号のいずれかに該当することとなったときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 前項の漁獲成績報告書の提出に当たっては、中海海域及び境水道のうち境水道大橋東端の線以西の海域（以下「対象海域」という。）のうち鳥取県の管轄に属するもの（以下「鳥取県の対象海域」という。）に係る漁業の許可（以下「鳥取県知事の許可」という。）を受けた者で、対象海域のうち島根県の管轄に属するもの（以下「島根県の対象海域」という。）に係る島根県知事の許可（鳥取県知事の許可における漁業に相当する種類の漁業に係るものに限る。）を受けたものは、鳥取県の対象海域における漁獲と島根県の対象海域における漁獲を区別することが困難である場合は、対象海域に係る漁獲成績報告書を提出することができるものとする。

3 第1項の漁獲成績報告書の様式は、知事が別に定めて公示する。

(漁業の許可又は起業の認可の取消し)
 第28条 知事は、漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第22条に規定する適格性を有するものでなくなったときは、その漁業の許可又は起業の認可を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定による漁業の許可又は起業の認可の取消しをするときは、あらかじめ、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。

<p>(公益上の必要による許可等の取消し等)</p> <p>第23条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、関係海区漁業調整委員会等の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。</p> <p>2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。</p> <p>(許可証の交付)</p> <p>第24条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。</p> <p>(1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 漁業種類</p> <p>(3) 操業区域及び漁業時期</p> <p>(4) 船舶ごとに許可を要する漁業にあっては、使用する船舶の船名、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数</p> <p>(5) 許可の有効期間</p> <p>(6) 条件</p> <p>(7) その他参考となるべき事項</p> <p>(許可証の備付け等の義務)</p> <p>第25条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操船若しくは漁ろうを指揮監督する者に携帯させなければならない。</p>	<p>(公益上の必要による許可等の取消し等)</p> <p>第二十三条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。</p> <p>2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。</p> <p>(許可証の交付)</p> <p>第二十四条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。</p> <p>一 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 漁業種類</p> <p>三 操業区域及び漁業時期</p> <p>四 船舶ごとに許可を要する漁業にあっては、使用する船舶の船名、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数</p> <p>五 許可の有効期間</p> <p>六 条件</p> <p>七 その他参考となるべき事項</p> <p>(許可証の備付け等の義務)</p> <p>第二十五条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操船若しくは漁ろうを指揮監督する者に携帯させなければならない。</p>	<p>(漁業調整等のための漁業の許可又は起業の認可の変更等)</p> <p>第30条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、漁業の許可又は起業の認可について、内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取り消し、又は操業の停止を命ずることができる。</p> <p>2 漁業の許可を受けた者が、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときは、前項と同様とする。</p> <p>3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係る漁業の許可の全部について行うことができる。</p> <p>4 知事は、第1項又は第2項の規定による漁業の許可若しくは起業の認可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は操業の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。</p> <p>5 第28条第2項の規定は、第1項及び第2項の処分をする場合にこれを準用する。</p> <p>(許可証の交付)</p> <p>第11条 知事は、漁業の許可をしたときは、その申請者に様式第5号による許可証を交付するものとする。</p> <p>(許可証の携帯義務)</p> <p>第33条 漁業の許可を受けた者は、当該漁業の許可に係る漁業を操業するときは、第11条の許可証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。</p>	
---	---	--	--

<p>2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操船若しくは漁ろうを指揮監督する者に携帯させれば足りる。</p> <p>3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。</p> <p>(許可証の譲渡等の禁止)</p> <p>第26条 許可を受けた者は、許可証又は前条第2項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。</p> <p>(許可証の書換え交付の申請)</p> <p>第27条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき(第29条第1号から第4号までに掲げる場合を除く。)は、速やかに(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき)、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 申請に係る漁業種類</p> <p>(3) 許可番号</p> <p>(4) 許可年月日</p> <p>(5) 書換えの内容</p> <p>(6) 書換えを必要とする理由</p> <p>(許可証の再交付の申請)</p> <p>第28条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、その理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。</p> <p>(許可証の書換え交付及び再交付)</p> <p>第29条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞な</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操船若しくは漁ろうを指揮監督する者に携帯させれば足りる。</p> <p>3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。</p> <p>(許可証の譲渡等の禁止)</p> <p>第二十六条 許可を受けた者は、許可証又は前条第二項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。</p> <p>(許可証の書換え交付の申請)</p> <p>第二十七条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき(第二十九条第一号から第四号までに掲げる場合を除く。)は、速やかに(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき)、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>二 申請に係る漁業種類</p> <p>三 許可番号</p> <p>四 許可年月日</p> <p>五 書換えの内容</p> <p>六 書換えを必要とする理由</p> <p>(許可証の再交付の申請)</p> <p>第二十八条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、その理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。</p> <p>(許可証の書換え交付及び再交付)</p> <p>第二十九条 知事は、次に掲げる場合には、遅</p>	<p>(許可証の譲渡等の禁止)</p> <p>第34条 漁業の許可を受けた者は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。</p> <p>(許可証の書換え交付の申請)</p> <p>第13条 漁業の許可を受けた者は、許可証の記載事項(漁業種類、操業区域及び操業期間に係る事項を除く。)に変更が生じたときは、すみやかに様式第7号による書換え交付申請書により許可証の書換え交付を知事に申請しなければならない。</p> <p>(許可証の再交付の申請)</p> <p>第14条 漁業の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、すみやかに様式第8号による再交付申請書により許可証の再交付を知事に申請しなければならない。</p> <p>(許可証の書換え交付及び再交付)</p> <p>第15条 知事は、次の各号に掲げる場合には、</p>	
--	---	--	--

<p>く許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。</p> <p>(1) 第13条第2項の規定により、許可又は起業の認可に条件を付け、又は同条第1項若しくは第2項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。</p> <p>(2) 第16条第1項の許可(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。)をしたとき。</p> <p>(3) 第17条第2項の規定による届出があったとき。</p> <p>(4) 第22条第2項の規定により、許可を変更したとき。</p> <p>(5) 第23条第1項の規定により、許可を変更したとき。</p> <p>(6) 第27条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があったとき。</p> <p>(許可証の返納)</p> <p>第30条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。</p> <p>2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は合併後存続する法人、合併によって成立した法人若しくは清算人が前2項の手続をしなければならない。</p> <p>(許可番号の表示)</p> <p>第31条 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、船舶の外部の両舷側の中央部に様式第1号に定めるところによる許可番号を表示しなければ当該船舶を当該漁業に使用してはならない。ただし、島根県知事の小型機船底びき網漁業の許可を受けた者で島根県内に住所を有するものが、中海海域及び境水道のうち境水道大橋東端の線(北緯35度33分0.39秒、東経133度14分39.3秒の点と北緯35度32分51.17秒、東経133度14分42.99秒の</p>	<p>滞なく許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。</p> <p>一 第十三条第二項の規定により、許可又は起業の認可に条件を付け、又は同条第一項若しくは第二項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。</p> <p>二 第十六条第一項の許可(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。)をしたとき。</p> <p>三 第十七条第二項の規定による届出があったとき。</p> <p>四 第二十二条第二項の規定により、許可を変更をしたとき。</p> <p>五 第二十三条第一項の規定により、許可を変更をしたとき。</p> <p>六 第二十七条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があったとき。</p> <p>(許可証の返納)</p> <p>第三十条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。</p> <p>2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は合併後存続する法人、合併によって成立した法人若しくは清算人が前二項の手続をしなければならない。</p> <p>(許可番号の表示)</p> <p>第三十一条 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業及び第四条第一項第○号から第○号までに掲げる漁業の許可を受けた者は、船舶の外部の両舷側の中央部に別記様式第一号による許可番号を表示しなければ当該船舶を当該漁業に使用してはならない。</p> <p>2 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業及び第四条第一項第○号から第○号までに掲げる漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場</p>	<p>滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付するものとする。</p> <p>(1) 第12条の許可(船舶の総トン数又は馬力数の変更に係る許可を除く。)をしたとき。</p> <p>(2) 第13条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があったとき。</p> <p>(3) 第27条第2項の規定による届出があったとき。</p> <p>(4) 第30条第1項の規定により、漁業の許可についてその内容を変更し、又は制限若しくは条件を付したとき。</p> <p>(許可証の返納)</p> <p>第16条 漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかにその許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても同様とする。</p> <p>2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 漁業の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は合併後存続する法人、合併によって成立した法人若しくは清算人が前2項の手続をしなければならない。</p> <p>(許可番号の表示等)</p> <p>第35条 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶の外部の両側の中央部の見やすい場所に、別表に定めるところにより当該漁業の許可に係る許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。ただし、島根県知事の小型機船底びき網漁業の許可を受けた者で島根県内に住所を有するものが、中海海域及び境水道のうち境水道大橋東端の線以西の海域において、島根県知事の定めると</p>	
---	--	--	--

<p>点を結んだ線) 以西の海域において、島根県知事の定めるところにより当該漁業の許可に係る許可番号を表示して当該漁業を操業する場合は、この限りでない。</p> <p>2 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。</p>	<p>合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。</p> <p>(特定の漁業の許可)</p> <p><u>第三十二条 漁業生産力の発展に特に寄与すると知事が認める試験研究又は新技術の企業化のために、次に掲げる漁業を営もうとする者は、知事の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>一 次に掲げる水産動植物の採捕を目的として営む漁業</u></p> <p><u>イ ○○ (以下「○○漁業」という。)</u></p> <p><u>ロ ○○ (以下「○○漁業」という。)</u></p> <p><u>二 次に掲げる漁業の方法により営む漁業</u></p> <p><u>イ ○○ (以下「○○漁業」という。)</u></p> <p><u>ロ ○○ (以下「○○漁業」という。)</u></p> <p><u>2 前項の許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。</u></p> <p><u>一 前項第○号○から○までに掲げる漁業</u></p> <p><u>○年</u></p> <p><u>二 . . .</u></p> <p><u>3 知事は、漁業調整のため必要な限度において、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。</u></p> <p><u>4 知事は、第一項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。</u></p> <p><u>一 許可を受けた者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)</u></p> <p><u>二 使用する船舶の名称及び漁船登録番号</u></p> <p><u>三 許可の有効期間</u></p> <p><u>四 条件</u></p>	<p>ころにより当該漁業の許可に係る許可番号を表示して当該漁業を操業する場合は、この限りでない。</p> <p>2 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、当該漁業の許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに前項本文の規定によりした表示を消さなければならない。</p> <p>(漁業の許可の内容に違反する操業の禁止)</p> <p>第36条 漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容に違反して当該漁業を営んではならない。</p>	
---	---	---	--

五 その他参考となるべき事項

5 第八条、第九条第一項、第十条、第十三条第一項及び第二項、第十七条、第十八条、第二十一条第一項、第二十二條、第二十三條並びに第二十五条から第三十条までの規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、第九条第一項中「該当する場合」とあるのは「該当するその他漁業調整上必要があると認める場合」と、第十三条第二項及び第二十二條第二項中「関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は企業の認可」とあるのは、「当該許可」と読み替えるものとする。

6 前項において準用する第二十一条第一項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる漁業の種類に応じそれぞれ下欄に掲げる期限までにしなければならない。

漁業の種類	期限
〇〇漁業	翌月の十日まで
〇〇漁業	翌月の十日まで

第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

(漁業の禁止)

第三十三条 何人も、次に掲げる漁業を営んではならない。

- 一 次に掲げる水産動植物の採捕を目的として営む漁業
 - イ 〇〇 (以下「〇〇漁業」という。)
 - ロ 〇〇 (以下「〇〇漁業」という。)
- 二 次に掲げる漁業の方法により営む漁業
 - イ 沖縄式追込網 (以下「沖縄式追込網漁業」という。)
 - ロ 空釣こぎ (以下「空釣こぎ漁業」という。)

(内水面における水産動植物の採捕の許可)

第三十四条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- 一 漁具
 - イ やな
 - ロ まき網

第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

(漁業の禁止)

第32条 何人も、次に掲げる漁業の方法により漁業を営んではならない。

- (1) 沖縄式追込網 (以下「沖縄式追込網漁業」という。)
- (2) 空釣こぎ (以下「空釣こぎ漁業」という。)
- (3) 流網 (以下「流網漁業」という。)

(内水面における水産動植物の採捕の許可)

第33条 内水面 (法第60条第5項第5号に規定するものをいう。以下同じ。)において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- (1) 刺網 (張網、建網、狩刺網及び流刺網を

(漁業の禁止)

第41条 次に掲げる漁業の方法により営む漁業は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、営んではならない。

- (1) 空釣こぎ
- (2) 沖縄式追込網

第2章 水産動植物の採捕の許可 (採捕の許可)

第8条 次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業権若しくは入漁権に基づいて採捕する場合又は漁業法第129条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合

<p>いう。以下同じ。)</p> <p>(2) 敷網</p> <p>(3) 地びき網</p> <p>(4) 船びき網</p> <p>(5) えびこぎ網</p> <p>(6) 手繰網</p> <p>(7) ふくろ網</p> <p>(8) 投網(千代川水系、天神川水系又は日野川水系に係る河川においてさくらます又はさつきますを採捕する場合に限る。)</p> <p>(9) えり</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。</p> <p>(1) 漁業権又は組員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて漁業を営む場合</p> <p>(2) 法第170条の遊漁規則に基づいて採捕する場合</p> <p>3 第1項の許可の有効期間は、3年とする。</p> <p>4 知事は、漁業調整のため必要な限度において、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。</p> <p>5 第1項の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、当該許可は、その効力を失う。</p> <p>6 知事は、第1項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。</p> <p>(1) 許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 採捕に従事する者の氏名及び住所</p> <p>(3) 使用する船舶の船名及び漁船登録番号</p> <p>(4) 許可の有効期間</p> <p>(5) 条件</p> <p>(6) その他参考となるべき事項</p> <p>7 第8条、第9条(第1項第2号を除く。)、第10条第1項から第4号まで、第13条、第</p>	<p>ハ 打瀬網</p> <p>ニ す建網</p> <p>ホ 刺し網</p> <p>ヘ 建干網</p> <p>ト せき四手網</p> <p>チ 地びき網</p> <p>リ あゆ瀬張網</p> <p>ヌ いさざ落し網</p> <p>ル あゆ小びき網</p> <p>二 漁法</p> <p>イ 石かま漁法(石倉漁法を含む。)</p> <p>ロ 鵜飼漁法</p> <p>ハ 飼付漁法</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。</p> <p>一 <u>第四条第一項又は第三十二条第一項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて漁業を営む場合</u></p> <p>二 漁業権又は組員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて漁業を営む場合</p> <p>三 法第七十条の遊漁規則に基づいて採捕する場合</p> <p>3 第一項の許可の有効期間は、三年とする。</p> <p>4 知事は、漁業調整のため必要な限度において、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。</p> <p>5 第一項の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、当該許可は、その効力を失う。</p> <p>6 知事は、第一項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。</p> <p>一 許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)</p> <p>二 採捕に従事する者の氏名及び住所</p> <p>三 使用する船舶の船名及び漁船登録番号</p> <p>四 許可の有効期間</p> <p>五 条件</p> <p>六 その他参考となるべき事項</p> <p>7 第八条、第九条(第一項第2号を除く。)、第十条第一項から第四号まで、第十三条、第二十条、第二十二條、第二十三條及び第二十</p>		<p>は、この限りでない。</p> <p>(1) 刺網(張網、建網、狩刺網及び流刺網をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 敷網</p> <p>(3) 地びき網</p> <p>(4) 船びき網</p> <p>(5) えびこぎ網</p> <p>(6) 手繰網</p> <p>(7) ふくろ網</p> <p>(8) 投網(千代川水系、天神川水系又は日野川水系に係る河川においてさくらます又はさつきますを採捕する場合に限る。)</p> <p>(9) えり (許可の申請)</p> <p>第9条 前条の規定による許可(以下「採捕の許可」という。)を受けようとする者は、様式第5号による許可申請書により許可を知事に申請しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の申請書の提出があった場合において必要があるときは、採捕の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。 (採捕の許可の有効期間)</p> <p>第10条 採捕の許可の有効期間は、3年とする。</p> <p>2 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、鳥取県内水面漁場管理委員会の意見をきいて、前項の期間より短い期間を定めることができる。 (許可証の交付)</p> <p>第11条 知事は、採捕の許可をしたときは、その申請者に様式第6号による許可証を交付するものとする。 (採捕の許可の制限又は条件)</p> <p>第12条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、採捕の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付けることができる。 (採捕の許可の内容の変更の許可)</p> <p>第13条 採捕の許可を受けた者は、採捕の許可の内容(採捕の種類(当該漁具又は漁法による水産動植物の採捕を魚種等により区分したものをいう。))、採捕区域及び採捕</p>
---	--	--	---

<p>20条、第22条、第23条及び第25条から第30条までの規定は、第1項の許可について準用する。この場合において、第8条第1項中「知事許可漁業の種類」とあるのは「漁具又は漁法」と、第9条第1項中「該当する場合」とあるのは「該当するその他漁業調整上必要があると認める場合」と、同条第2項中「、当該申請者」とあるのは「、前項第一号に掲げる場合にあつては、当該申請者」と、第20条第1項中「休業した」とあるのは「その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しない」と、同条第2項中「知事許可漁業」とあるのは「第34条第1項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕」と、第25条第1項及び第2項中「漁業を操業する」とあるのは「漁具又は漁法により水産動植物を採捕する」と、同条第2項中「操船若しくは漁ろうを指揮監督する者」とあるのは「従事者」と、第27条第1項第2号中「漁業種類」とあるのは「漁具又は漁法」と読み替えるものとする。</p>	<p>五条から第三十条までの規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、第八条第一項中「知事許可漁業の種類」とあるのは「漁具又は漁法」と、第九条第一項中「該当する場合」とあるのは「該当するその他漁業調整上必要があると認める場合」と、同条第二項中「、当該申請者」とあるのは「、前項第一号に掲げる場合にあつては、当該申請者」と、第二十条第一項中「休業した」とあるのは「その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しない」と、同条第二項中「知事許可漁業」とあるのは「第三十四条第一項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕」と、第二十五条第一項及び第二項中「漁業を操業する」とあるのは「漁具又は漁法により水産動植物を採捕する」と、同項中「操船若しくは漁ろうを指揮監督する者」とあるのは「従事者」と、第27条第1項第2号中「漁業種類」とあるのは「漁具又は漁法」と読み替えるものとする。</p>		<p>期間をいう。以下同じ。)を変更しようとするときは、様式第7号による変更許可申請書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 第9条第2項の規定は、前項の変更許可申請書の提出があつた場合にこれを準用する。</p> <p>(許可証の書換え交付の申請)</p> <p>第14条 採捕の許可を受けた者は、許可証の記載事項(許可の内容である事項を除く。)に変更を生じたときは、すみやかに様式第8号による書換え交付申請書により許可証の書換え交付を知事に申請しなければならない。</p> <p>(許可証の再交付の申請)</p> <p>第15条 採捕の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、すみやかに様式第9号による再交付申請書により許可証の再交付を知事に申請しなければならない。</p> <p>(許可証の書換え交付及び再交付)</p> <p>第16条 知事は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付するものとする。</p> <p>(1) 第13条第1項の許可をしたとき。</p> <p>(2) 第14条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。</p> <p>(3) 第20条第1項の規定により、採捕の許可について、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付けたとき。</p> <p>(許可証の返納)</p> <p>第17条 採捕の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかにその許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても同様とする。</p> <p>2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は合併後存続</p>
---	---	--	---

			<p>する法人、合併によって成立した法人若しくは清算人が前2項の手続をしなければならない。</p> <p>(採捕の許可をしない場合)</p> <p>第18条 知事は、次の各号の一に掲げる場合は、採捕の許可をしないものとする。</p> <p>(1) 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であるとき。</p> <p>(2) 漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるとき。</p> <p>2 知事は、前項第1号の規定により採捕の許可をしないときは、あらかじめ、鳥取県内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。</p> <p>4 知事は、第1項第2号の規定により採捕の許可をしないときは、鳥取県内水面漁場管理委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>(採捕の許可の取消し)</p> <p>第19条 知事は、採捕の許可を受けた者が前条第1項第1号の規定に該当することとなったときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定による採捕の許可の取消しをするときは、あらかじめ、鳥取県内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。</p> <p>(漁業調整等のための採捕の許可の内容の変更等)</p> <p>第20条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、採捕の許可について、内容を変更し、制限若しくは条件を付け、当該許可を取り消し、又は水産動植物の採捕の停止を命ずることができる。</p> <p>2 採捕の許可を受けた者が、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。</p> <p>3 前項の規定による処分は、同項の違反者</p>
--	--	--	---

に係る採捕の許可の全部について行うことができる。

4 知事は、第1項又は第2項の規定による採捕の許可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は採捕の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。

5 第19条第2項の規定は、第1項又は第2項の処分をする場合にこれを準用する。

(採捕の許可の失効)

第21条 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

第3章 漁業取締り及び水産資源の保護培養

(許可証の携帯義務)

第22条 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物の採捕をするときは、第11条の許可証を自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第23条 採捕の許可を受けた者は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(採捕の許可の内容に違反する採捕の禁止)

第24条 採捕の許可を受けた者は、採捕の許可の内容に違反して水産動植物を採捕してはならない。

(保護水面における採捕の禁止)

第三十五条 何人も、次の表の上欄に掲げる保護水面（水産資源保護法第十八条第一項の規定によって指定されたものをいう。）の区域において、同表の中欄に掲げる期間中、同表の下欄に掲げる水産動植物を採捕してはならない。

保護水面の区域	禁止期間	水産動植物
次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ	○月○日から○月○日まで	すべての水産動植物

線によって囲まれた水面		
ア 北緯度分秒東 経度分秒の点		
イ 北緯度分秒東 経度分秒の点		
ウ 北緯度分秒東 経度分秒の点		
エ 北緯度分秒東 経度分秒の点		
次に掲げるア及び イの点を結んだ線 から上流の〇〇川 本流の水面	〇月〇日か ら〇月〇日 まで	〇〇〇
ア 北緯度分秒東 経度分秒の点		
イ 北緯度分秒東 経度分秒の点		

(禁止期間)
第34条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、それぞれ同表右欄に掲げる期間中、採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業を内容とする漁業権又は組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りではない。

水産動植物	禁止期間
てんぐさ	1月1日から6月5日まで
えごのり (いぎす)	5月1日から7月20日まで
あゆ (海面におけるものに限る。)	2月1日から5月31日まで
わかさぎ	4月1日から10月14日まで (中海海域及び境水道におけるものに限る。)
べにずわいがに	7月1日から8月31日まで
なまこ	5月1日から8月31日まで (中海海域及び境水道にお

線によって囲まれた水面		
ア 北緯度分秒東 経度分秒の点		
イ 北緯度分秒東 経度分秒の点		
ウ 北緯度分秒東 経度分秒の点		
エ 北緯度分秒東 経度分秒の点		
次に掲げるア及び イの点を結んだ線 から上流の〇〇川 本流の水面	〇月〇日か ら〇月〇日 まで	〇〇〇
ア 北緯度分秒東 経度分秒の点		
イ 北緯度分秒東 経度分秒の点		

(禁止期間)
第36条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動植物を、それぞれ同表の下欄に掲げる期間中、採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権若しくは組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は又は第四条第一項の規定による許可を受けた者が当該許りに基づいて内水面において採捕する場合は、この限りではない。

水産動植物	禁止期間
あかがい	〇月〇日から〇月〇日まで
あわび	〇月〇日から〇月〇日まで
はまぐり	〇月〇日から〇月〇日まで
たいらぎ	〇月〇日から〇月〇日まで
しらうお	〇月〇日から〇月〇日まで
てんぐさ	〇月〇日から〇月〇日まで
わかめ	〇月〇日から〇月〇日まで
いせえび	〇月〇日から〇月〇日

線によって囲まれた水面		
ア 北緯度分秒東 経度分秒の点		
イ 北緯度分秒東 経度分秒の点		
ウ 北緯度分秒東 経度分秒の点		
エ 北緯度分秒東 経度分秒の点		
次に掲げるア及び イの点を結んだ線 から上流の〇〇川 本流の水面	〇月〇日か ら〇月〇日 まで	〇〇〇
ア 北緯度分秒東 経度分秒の点		
イ 北緯度分秒東 経度分秒の点		

(禁止期間)
第38条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水産動植物の種類	禁止期間
てんぐさ	1月1日から6月5日まで
えごのり (いぎす)	5月1日から7月20日まで
あゆ	2月1日から5月31日まで
わかさぎ	4月1日から10月14日まで (中海海域及び境水道に限る。)
べにずわいがに	7月1日から8月31日まで
なまこ	5月1日から8月31日まで (中海海域及び境水道に限る。)
しらうお	6月1日から11月14日まで (中海海域及び境水道に限る。)

線によって囲まれた水面		
ア 北緯度分秒東 経度分秒の点		
イ 北緯度分秒東 経度分秒の点		
ウ 北緯度分秒東 経度分秒の点		
エ 北緯度分秒東 経度分秒の点		
次に掲げるア及び イの点を結んだ線 から上流の〇〇川 本流の水面	〇月〇日か ら〇月〇日 まで	〇〇〇
ア 北緯度分秒東 経度分秒の点		
イ 北緯度分秒東 経度分秒の点		

(禁止期間)
第26条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。

水産動物の種類	禁止期間
さけ	1月1日から12月31日まで
さくらます	6月1日から翌年2月末日まで
さつきます	9月26日から翌年2月末日まで
いわな、かわます、にじます、やまめ及びあまご	10月1日から翌年2月末日まで
あゆ	2月1日から5月31日まで及び9月26日から10月31日まで

	けるものに限る。)
しらうお	6月1日から11月14日まで（中海海域及び境水道におけるものに限る。）
さけ（内水面におけるものに限る。）	1月1日から12月31日まで
さくらます（内水面におけるものに限る。）	6月1日から翌年2月末日まで
さつきます（内水面におけるものに限る。）	9月26日から翌年2月末日まで
いわな、かわます、にじます、やまめ及びあまご（内水面におけるものに限る。）	10月1日から翌年2月末日まで
あゆ（内水面におけるものに限る。）	2月1日から5月31日まで及び9月26日から10月31日まで

第35条 何人も、中海海域及び境水道において、次の表の左欄に掲げる漁具は、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、これを使用してはならない。

漁具の種類	禁止期間
こうがい網（動力漁船で使用するものを除く。）	4月1日から5月31日まで
網目1.8センチメートル以内の網（小型定置網、すくい網及びあみえびの採捕を目的とするひき網を除く。）	4月1日から8月31日まで
網目1.5センチメートル未満の網（小型定置網に限る。）	4月1日から12月31日まで

	まで
なまこ	○月○日から○月○日まで
いわな	○月○日から○月○日まで
ます（にじますを除き、内水面におけるものに限る。）	○月○日から○月○日まで
にじます	○月○日から○月○日まで
あゆ（内水面におけるものに限る。）	○月○日から○月○日まで
さけ（内水面におけるものに限る。）	○月○日から○月○日まで
・・・	○月○日から○月○日まで

2 前項の規定に違反して採捕した水産動植物及びその製品は、所持し、又は販売してはならない。

第39条 中海海域及び境水道において、次の表の左欄に掲げる漁具は、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、これを使用してはならない。

漁具の種類	禁止期間
こうがい網（動力漁船で使用するものを除く。）	4月1日から5月31日まで
網目1.8センチメートル以内の網（小型定置網、すくい網及びあみえびの採捕を目的とするひき網を除く。）	4月1日から8月31日まで
網目1.5センチメートル未満の網（小型定置網に限る。）	4月1日から12月31日まで

(殻長等の制限)

第36条 何人も、次の表の左に掲げる水産動植物であって、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業を内容とする漁業権若しくは組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水産動植物の種類	大きさ
あさり及びはまぐり	殻長3センチメートル以下
さざえ	殻蓋（へた）の長径2センチメートル以下
あわび	殻長 9センチメートル以下
しじみ	殻長1.9センチメートル以下（東郷池において採捕するものに限る。）
うなぎ	全長30センチメートル以下
いわな、かわます、にじます、やまめ、あまご、さくらます、及びさつきます	全長15センチメートル以下
こい	全長15センチメートル以下
ふな	全長10センチメートル以下（千代川水系、天神川水系又は日野川水系に係る河川において採捕するものに限る。）

(体長等の制限)

第三十七条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動植物であって、それぞれ同表の下欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権若しくは組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合又は第四条第一項第一号に掲げるもじゃこ漁業若しくは同項第二号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

水産動植物	大きさ
あさり	殻長 センチメートル以下
はまぐり	殻長 センチメートル以下
さけ、ます（海面におけるものに限る。）	体長 センチメートル以下
あわび	殻高 センチメートル以下
さざえ	殻長 センチメートル以下
いえせび	全長 センチメートル以下
うなぎ	全長 センチメートル以下
ぶり	全長 十五センチメートル以下
さけ（内水面におけるものに限る。限る。）	全長 センチメートル以下
いわな	全長 センチメートル以下
ます（にじますを除き、内水面におけるものに限る。）	全長 センチメートル以下
にじます	全長 センチメートル以下

(殻長等の制限)

第40条 次の表の左欄に掲げる水産動物で、それぞれ同表右欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水産動物の種類	大きさ
あさり及びはまぐり	殻長 3センチメートル以下
さざえ	^{がい} 殻蓋（へた）の長径2センチメートル以下
あわび	殻長 9センチメートル以下

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物及びその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(全長の制限)

第27条 次の表の左欄に掲げる水産動物で、それぞれ同表右欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。

水産動物の種類	大きさ
いわな、かわます、にじます、やまめ、あまご、さくらます及びさつきます	全長15センチメートル以下
うなぎ	全長30センチメートル以下
こい	全長15センチメートル以下
ふな	全長10センチメートル以下（千代川水系、天神川水系又は日野川水系に係る河川において採捕するものに限る。）
しじみ	殻長1.9センチメートル以下（東郷池において採捕するものに限る。）

2 何人も、内水面において、さけ、いわな、かわます、にじます、やまめ、あまご、さくらます、さつきます又はかじかの産んだ卵を採捕してはならない。

(漁具又は漁法の禁止及び制限)
 第 37 条 何人も、水中に電流を通じてする漁法により水産動植物を採捕してはならない。

2 何人も、内水面において、次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 水中において照明を利用してする漁法
- (2) 火光その他の照明を利用する投網(天神川水系に係る河川において採捕する場合に限る。)
- (3) 潜水器(簡易潜水器を使用するものを含む。)
- (4) 瀬干し
- (5) ふなや
- (6) 鶺(う)使い
- (7) 鉄砲やす
- (8) はねかわ
- (9) 刺網(千代川水系、天神川水系又は日野川水系に係る河川において採捕する場合に限る。)
- (10) あゆなぐり(ちょん掛け)
- (11) いたちがわ
- (12) 上り瀬又は下り瀬
- (13) かにかご(千代川水系、天神川水系又は日野川水系に係る河川において8月1日から9月25日までの期間にもくずがにを採捕する場合に限る。)

3 前項各号に掲げるもののうち「びん漬(づけ)」とは、びん等の容器の中に魚を潜入させ

こい	全長 ル以下	センチメートル
・・・	全長 ル以下	センチメートル

2 何人も、内水面において、さけ、ます(にじますを除く。)又はにじますの産んだ卵を採捕してはならない。

(漁具漁法の制限及び禁止)
 第三十八条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- 一 水中に電流を通じてする漁法
- 二 動力を利用する瀬干漁法
- 三 ・・・

(漁具又は漁法の禁止及び制限)
 第42条 水中に電流を通じてする漁法により水産動植物を採捕してはならない。

(卵の採捕の禁止)
 第28条 さけ、いわな、かわます、にじます、やまめ、あまご、さくらます、さつきます又はかじかの放産した卵は、これを採捕してはならない。

(水産動物等の所持等の禁止)
 第29条 前3条の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(漁具又は漁法の禁止)
 第30条 次の各号に掲げる漁具又は漁法により、水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 水中に電流を通じてする漁法
- (2) 水中において照明を利用してする漁法
- (3) 火光その他の照明を利用する投網(天神川水系に係る河川において採捕する場合に限る。)
- (4) 潜水器(簡易潜水器を使用するものを含む。)
- (5) びん漬^{づけ}
- (6) 瀬干し
- (7) ふなや
- (8) 鶺^う使い
- (9) 鉄砲やす
- (10) はねかわ
- (11) 刺網(千代川水系、天神川水系又は日野川水系に係る河川において採捕する場合に限る。)
- (12) あゆなぐり(ちょん掛け)
- (13) いたちがわ
- (14) 上り瀬又は下り瀬
- (15) かにかご(千代川水系、天神川水系又は日野川水系に係る河川において8月1日から9月25日までの期間にもくずがにを採捕する場合に限る。)

2 前項各号に掲げるもののうち「びん

て採捕する漁法をいい、「瀬干し」とは、一定区域内の水を除去して採捕する漁法をいい、「ふなや」とは、岸辺等に穴を掘り、その中に魚を潜入させて採捕する漁法をいい、「鶉(う)使い」とは、鶉(う)を利用して採捕する漁法をいい、「鉄砲やす」とは、発射装置を有し、人力以外の動力を利用してやすを発射させて採捕する漁法をいい、「はねかわ」とは、木、竹、枝葉、布等を取り付けた糸又は綱等で魚を威嚇して採捕する漁法をいい、「あゆなぐり(ちよん掛け)」とは、竹、木等の柄の先端にひっかけ針を取り付けたものを使用して採捕する漁法をいい、「いたちがわ」とは、いたちの皮又はその他これに類するものを使用して魚を威嚇し、網漁具を使用して採捕する漁法をいい、「上り瀬又は下り瀬」とは、水中に竹、木、石等を敷設して魚の通路をしゃ断し、しゃ断した通路の一部に竹す、かご、網等を設置して採捕する漁法をいう。

第38条 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具又は漁法	範囲
えびけた網	ビームの長さ 10メートル以下
自家用餌料びき網	ビームの長さ 7メートル以下(西伯郡阿弥陀川河口中央(北緯35度29分53.16秒、東経133度27分28.4秒)と島根県地蔵崎(北緯35度34分3.48秒、133度19分36.6秒)とを結ぶ線以東の海域(以下「東部海域」という。)に限る。) ビームの長さ 5メートル以下(東部海域以外の海域に限る。)
地びき網	網目の大きさ6センチメートル以上

第三十九条 次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合は、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具又は漁法	範囲
建干網	網目 十五センチメートルにつき〇節以下
す建、す干	すの間隔 〇〇センチメートル以上
〇〇をとることを目的とする桁	幅〇〇センチメートル以下 爪の間隔 〇〇センチメートル以上
〇〇をとることを目的とする〇〇網	網目 十五センチメートルにつき〇節以下(もじ網にあっては五十センチメートルにつき〇〇以下)
自家用釣餌料をとることを目的とする	ビームの長さ 〇〇センチメートル

第43条 次の表の左欄に掲げる漁具により水産動物を採捕する場合は、当該漁具は、それぞれ同表右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具の種類	範囲
えびけた網	ビームの長さ 10メートル以下
自家用餌料びき網	ビームの長さ 7メートル以下(西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県地蔵崎とを結ぶ線以東の海域(以下「東部海域」という。)に限る。) ビームの長さ 5メートル以下(東部海域以外の海域に限る。)

づけ「漬」とは、びん等の容器の中にえさを入れ、魚をその中に潜入させて採捕する漁法をいい、「瀬干し」とは、一定区域内の水を除去して採捕する漁法をいい、「ふなや」とは、岸辺等に穴を掘り、その中に魚を潜入させて採捕する漁法をいい、「鶉(う)使い」とは、鶉(う)を利用して採捕する漁法をいい、「鉄砲やす」とは、人力以外の動力を利用してやすを発射させて採捕する漁法をいい、「はねかわ」とは、木、竹、枝葉、布等を取り付けた糸又は綱等で魚を威嚇して採捕する漁法をいい、「あゆなぐり(ちよん掛け)」とは、竹、木等の柄の先端にひっかけ針を取り付けたものを使用して採捕する漁法をいい、「いたちがわ」とは、いたちの皮又はその他これに類するものを使用して魚を威嚇し、網漁具を使用して採捕する漁法をいい、「上り瀬又は下り瀬」とは、水中に竹、木、石等を敷設して魚の通路をしゃ断し、しゃ断した通路の一部に竹す、かご、網等を設置して採捕する漁法をいう。

(漁具又は漁法の制限)

第31条 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合は、当該漁具又は漁法は、同表右欄に掲げる区域においては、それぞれ同表右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具又は漁法の種類	区域	範囲
地びき網	県下全河川	網目の大きさ6センチメートル以上
	県下全湖沼	網目の長さ90メートル、網幅6メートル以下。ただし、こい又はふなを採捕することを目的とする場合は、網の両端に、30メートル以内であって網目の大きさ12センチメートル以上の袖網をつけることができる。
船びき網	県下全	〃

	ル以上（河川に限る。）	る小型機船底びき網	以下			湖沼	
	網肩の長さ90メートル、網幅6メートル以下。ただし、こい又はふなを採捕することを目的とする場合は、網の両端に、30メートル以内であって網目の大きさ12センチメートル以上の袖網をつけることができる。（湖沼に限る。）	〇〇をとることを目的とする流し網	網目 十五センチメートルにつき〇節以下 反数 〇〇反以下			手繰網	県下全内水面 網肩の長さ54メートル網幅1.9メートル以下
船びき網（湖沼におけるものに限る。）	網肩の長さ90メートル、網幅6メートル以下。ただし、こい又はふなを採捕することを目的とする場合は、網の両端に、30メートル以内であって網目の大きさ12センチメートル以上の袖網をつけることができる。	四手網	網目 十五センチメートルにつき〇節以下			石がま内において使用する網	県下全内水面 網目の大きさ3センチメートル以上
手繰網（内水面におけるものに限る。）	網肩の長さ54メートル網幅1.9メートル以下	地びき網	袖網の長さ 〇〇メートル以下			う川又は寄揚に使用する投網	県下全内水面 網目の大きさ2センチメートル以上
石がま内において使用する網（内水面におけるものに限る。）	網目の大きさ3センチメートル以上					ぼら又はせいごを採捕することを目的とする刺網	県下全内水面 網目の大きさ3.6センチメートル以上
う川又は寄揚に使用する投網（内水面におけるものに限る。）	網目の大きさ2センチメートル以上					ぬかえびを採捕することを目的とする船びき網	大だも 県下全内水面 口前弓形部（方言やま）の長さ1.2メートル以上 中だも 県下全内水面 口前弓形部（方言やま）の長さ1.2メートル以下75センチメートル以上。ただし、「かえり」をつけてはならない。 小だも 県下全内水面 口前弓形部（方言やま）の長さ75センチメートル以下。ただし、「かえり」をつけてはならない。
ぼら又はせいごを採捕することを目的とする刺網（内水面におけるものに限る。）	網目の大きさ3.6センチメートル以上					じょれん	東郷池 目合1.2センチメートル以上
ぬかえびを採	大だ						口前弓形部（方言やま）の長さ1.2メートル以上

捕することを目的とする船びき網 (内水面におけるものに限る。)	も	
	中だも	口前弓形部（方言やま）の高さ1.2メートル以下75センチメートル以上。ただし、「かえり」をつけてはならない。
	小だも	口前弓形部（方言やま）の高さ75センチメートル以下。ただし、「かえり」をつけてはならない。
じょれん（東郷池におけるものに限る。）	目合1.2センチメートル以上	

(禁止区域等)

第39条 何人も、次の表の左欄に掲げる漁業は、それぞれ同表右欄に掲げる区域内においては、操業してはならない。

漁業の種類		禁止区域
中型まき網漁業（とびうおまき網漁業及びびらまき網漁業を除く。）	総トン数20トン以上の船舶によるもの	最大高潮時海岸線から15,000メートル以内の水面
びらまき網漁業を除く。）	総トン数20トン未満の船舶によるもの	最大高潮時海岸線から7,000メートル以内の水面

(禁止区域等)

(禁止区域)

第45条 次の表の左欄に掲げる漁業は、それぞれ同表右欄に掲げる区域内においては、操業してはならない。

漁業の種類		禁止区域
中型まき網漁業（とびうおまき網漁業及びびらまき網漁業を除く。）	総トン数20トン以上の船舶によるもの	最大高潮時海岸線から15,000メートル以内の海域
小型まき網漁業（とびうおまき網漁業及びびらまき網漁業を除く。）及び浮敷網漁業	総トン数20トン未満の船舶によるもの	最大高潮時海岸線から7,000メートル以内の海域
えびけた網漁業		東部海域にあつては最大高潮時海岸線から2,000メートル以内及び東部海域以外の海域にあつては鳥取県地先における最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域
こうがい網漁業		東部海域以外の海域のうち鳥取県地先における最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域
		最大高潮時海岸線から1,500メートル以内の海域

2 何人も、次の表の左欄に掲げる河川又は湖沼で、同表中欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、水産動植物を採捕してはならない。		
河川及び湖沼の名称	禁止区域	禁止期間
千代川水系に係る河川	八頭郡智頭町市瀬におけるかんがい用えん堤(関屋堰)上流端から上流10メートル(次に掲げるア及びイの点を結んだ線)、下流40メートル(次に掲げるウ及びエの点を結んだ線)の水面 ア 北緯35度16分28.87秒 東経134度13分24.29秒 イ 北緯35度16分28.95秒 東経134度13分26.20秒 ウ 北緯35度16分30.50秒 東経134度13分24.11秒 エ 北緯35度16分30.69秒 東経134度13分26.32秒	1月1日から12月31日まで
	鳥取市用瀬町安蔵におけるかんがい用えん堤上流端から上流10メートル(次に掲げるア及びイの点を結んだ線)、下流60メートル(次に掲げるウ及びエの点を結んだ線)の水面 ア 北緯35度19分00.83秒 東経134度11分40.24秒 イ 北緯35度19分01.03秒 東経134度11分42.95秒 ウ 北緯35度19分03.07秒 東経134度11分39.96秒 エ 北緯35度19分03.39秒 東経134度11分42.23秒	

第四十条 何人も、次に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

一 次に掲げるア、イ、ウ及びエの四点を順次結んだ線により囲まれた水面

ア 北緯度分秒東経度分秒の点
イ 北緯度分秒東経度分秒の点
ウ 北緯度分秒東経度分秒の点
エ 北緯度分秒東経度分秒の点

二 . . .

(禁止区域及び禁止期間)		
第32条 次の表の左欄に掲げる河川又は湖沼で、同表中欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、水産動植物を採捕してはならない。		
河川及び湖沼の名称	禁止区域	禁止期間
千代川水系に係る河川	八頭郡智頭町大字智頭におけるかんがい用えん堤(関屋堰)上流端から上流10メートル、下流40メートルの区域	1月1日から12月31日まで
	鳥取市用瀬町安蔵におけるかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流60メートルの区域	
	八頭郡八頭町島における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流20メートル、下流150メートルの区域	
	八頭郡若桜町大字樋戸前における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル、下流180メートルの区域	
	鳥取市源太における鳥取市設置の水管橋下流端から下流1,800メートルの区域	9月26日から11月10日まで
	八頭郡智頭町大字市瀬鳥巢におけるかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流50メートルの区域	1月1日から12月31日まで
	鳥取市秋里における潮止めえん堤上流端から上流30メートル、下流50メートルの区域	2月1日から5月31日まで
	鳥取市河原町八日市におけるかんがい用えん堤上流端から上流30メートル、下流	1月1日から12月31日まで

	八頭郡八頭町南における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流20メートル（次に掲げるア及びイの点を結んだ線）、下流150メートル（次に掲げるウ及びエの点を結んだ線）の水面 ア 北緯35度21分14.43秒 東経134度21分14.73秒 イ 北緯35度21分16.64秒 東経134度21分14.81秒 ウ 北緯35度21分15.44秒 東経134度21分07.80秒 エ 北緯35度21分17.71秒 東経134度21分08.36秒				50メートルの区域 八頭郡八頭町安井宿における中国電力株式会社設置の放水路及びその上流堤から上流50メートル、下流100メートルの区域 鳥取市河原町曳田における大井手かんがい用えん堤上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域 鳥取市河原町片山におけるかんがい用えん堤上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域	4月1日から6月30日まで
	八頭郡若桜町樋戸前における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル（次に掲げるア及びイの点を結んだ線）、下流180メートル（次に掲げるウ及びエの点を結んだ線）の水面 ア 北緯35度21分01.41秒 東経134度23分25.15秒 イ 北緯35度21分03.38秒 東経134度23分26.06秒 ウ 北緯35度21分04.82秒 東経134度23分17.64秒 エ 北緯35度21分06.93秒 東経134度23分18.87秒			天神川水系に係る河川 東伯郡三朝町大字大柿における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル、下流180メートルの区域 倉吉市下余戸における郡山えん堤下流端から下流20メートルの区域 倉吉市田内における鳥取県設置の羽合用水えん堤下流端から下流30メートルの区域	1月1日から12月31日まで	
	鳥取市源太における鳥取市設置の水管橋下流端から下流1,800メートル（次に掲げるア及びイの点を結んだ線）の水面 ア 北緯35度29分02.01秒 東経134度12分44.68秒 イ 北緯35度29分02.85秒 東経134度12分55.96秒	9月26日から11月10日まで		日野川水系に係る河川 日野郡江府町大字洲河崎における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル、下流360メートルの区域 日野郡江府町大字佐川における中国電力株式会社設置のえん堤（旭えん堤）上流端から上流18メートル、下流360メートルの区域 日野郡江府町大字佐川における中国電力株式会社設置のえん堤（佐川えん堤）上流端から上流18メートル、下流80メートルの区域	1月1日から12月31日まで	
八頭郡智頭町市瀬鳥巢に	1月1日			米子市古豊千における米川えん堤（米子市観音寺側を	2月1日から6月	

<p>おけるかんがい用えん堤上流端から上流10メートル(次に掲げるア及びイの点を結んだ線)、下流50メートル(次に掲げるウ及びエの点を結んだ線)の水面</p> <p>ア 北緯35度16分47.29秒 東経134度13分34.64秒</p> <p>イ 北緯35度16分44.78秒 東経134度13分33.81秒</p> <p>ウ 北緯35度16分47.18秒 東経134度13分36.92秒</p> <p>エ 北緯35度16分45.35秒 東経134度13分36.23秒</p>	<p>から12月31日まで</p>			<p>含む。)上流端から上流36メートル、下流360メートルの区域</p> <p>西伯郡伯耆町吉定におけるかんがい用えん堤(五千石えん堤)上流端から上流30メートル、下流150メートルの区域</p> <p>米子市観音寺における鳥取県設置のかんがい用えん堤上流端から上流18メートル、下流180メートルの区域(法勝寺川)及び日野川本流との取入水路</p>
<p>鳥取市秋里における潮止めえん堤上流端から上流30メートル(次に掲げるア及びイの点を結んだ線)、下流50メートル(次に掲げるウ及びエの点を結んだ線)の水面</p> <p>ア 北緯35度30分47.36秒 東経134度12分39.91秒</p> <p>イ 北緯35度30分49.19秒 東経134度12分47.93秒</p> <p>ウ 北緯35度30分50.05秒 東経134度12分39.13秒</p> <p>エ 北緯35度30分51.75秒 東経134度12分47.07秒</p>	<p>2月1日から5月31日まで</p>			<p>湖山池及びそれに接続する河川</p> <p>鳥取市金沢における湖山河口から上流500メートル及び同河口から右岸150メートル、左岸50メートルの間の沖合100メートルの区域</p> <p>鳥取市金沢における忠魂碑と宇田川尻の枝川河口右岸を結ぶ線以西の湖山池の区域</p>
<p>八頭郡八頭町安井宿における中国電力株式会社設置の放水路及びその下流堤から上流50メートル(次に掲げるア及びイの点を結んだ線)、下流100メートル(次に掲げるウ及びエの点を結んだ線)の水面</p> <p>ア 北緯35度22分49.21秒 東経134度17分16.93秒</p> <p>イ 北緯35度22分51.85秒 東経134度17分20.18秒</p> <p>ウ 北緯35度22分52.45秒</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>			<p>鳥取市福井における福井川河口から上流660メートルの区域</p> <p>鳥取市金沢における坂津橋下流端から下流の宇田川の区域</p> <p>鳥取市松原における枝川河口から上流595メートルの区域</p> <p>鳥取市高住における高住川河口から上流315メートルの区域</p> <p>鳥取市布勢における県道湖山停車場布勢線の西側路端から下流の新内新田川の区域及び旧内新田川の区域</p> <p>鳥取市湖山町南二丁目にお</p>

	東経134度17分12.50秒 エ 北緯35度22分55.27秒 東経134度17分15.98秒							ける古川と垂井川との合流 点に設置された扉門の上流 端から上流370メートルの垂 井川の <u>区域</u>		
	鳥取市河原町曳田におけ る大井手かんがい用えん 堤上流端から上流50メー トル（次に掲げるア及び イの点を結んだ線）、下 流100メートル（次に掲げ るウ及びエの点を結んだ 線）の水面 ア 北緯35度23分49.20秒 東経134度12分05.35秒 イ 北緯35度23分47.66秒 東経134度12分12.87秒 ウ 北緯35度23分54.12秒 東経134度12分06.92秒 エ 北緯35度23分52.45秒 東経134度12分14.49秒						東郷 池及 びそ れに 接続 する 河川	東伯郡湯梨浜町大字龍島及 び大字引地における東郷川 河口から上流180メートルの <u>区域</u>	1月1日 から3月 31日まで 及び5月 15日から 7月15日 まで	
	鳥取市河原町片山におけ るかんがい用えん堤上流 端から上流50メートル（ 次に掲げるア及びイの点 を結んだ線）、下流100メ ートル（次に掲げるウ及 びエの点を結んだ線）の 水面 ア 北緯35度24分14.96秒 東経134度12分38.97分 イ 北緯35度24分26.64秒 東経134度12分40.47秒 ウ 北緯35度24分16.26秒 東経134度12分33.26秒 エ 北緯35度24分22.48秒 東経134度12分34.70秒	4月1日 から6 月30日 まで						東伯郡湯梨浜町大字長和田 における羽衣石橋下流端か ら下流の羽衣石川の <u>区域</u>	5月15日 から7月 15日まで	
								東伯郡湯梨浜町大字門田に おける門田橋下流端から下 流の埴見川の <u>区域</u>		
								東伯郡湯梨浜町大字下浅津 における県道東郷湖線の東 側路端から下流の下の大井 手の <u>区域</u>		
								東伯郡湯梨浜町大字藤津に おける藤津橋下流端から下 流の舎人川の <u>区域</u>		
								東伯郡湯梨浜町大字南谷に おける県道東郷羽合線の南 側路端から下流のかまがつ ぼ排水路の <u>区域</u>		
								天神 川尻	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 字4の浜根荒神2622の1原 野地先（天神川本流右岸） と同地点から260度に引いた 線と対岸との交点を結んだ 線から下流の <u>区域</u>	2月1日 から6月 30日まで 及び9月 26日から 11月10日 まで
	天神 川水 系に 係る 河川	東伯郡三朝町大柿におけ る中国電力株式会社設置 のえん堤上流端から上流 18メートル（次に掲げる ア及びイの点を結んだ線 ）、下流180メートル（次 に掲げるウ及びエの点を 結んだ線）の水面 ア 北緯35度22分01.23秒	1月1日 から12 月31日 まで					日野 川尻	米子市皆生字中野浪新田862 の2（日野川本流左岸）と 同地点から110度に引いた線 と対岸との交点を結んだ線 から下流の <u>区域</u>	
								東郷 池尻	東伯郡湯梨浜町大字橋津字 拾屋敷394（東郷池尻右岸） と同地点から276度に引いた	1月1日 から12月 31日まで

	<u>東経133度51分10.19秒</u> <u>イ 北緯35度22分01.68秒</u> <u>東経133度51分11.95秒</u> <u>ウ 北緯35度22分06.20秒</u> <u>東経133度51分06.56秒</u> <u>エ 北緯35度22分07.45秒</u> <u>東経133度51分08.43秒</u> 倉吉市上余戸における郡 山えん堤下流端から下流 20メートル（次に掲げる ア及びイの点を結んだ線 ）の水面 <u>ア 北緯35度25分59.89秒</u> <u>東経133度50分47.81秒</u> <u>イ 北緯35度26分00.32秒</u> <u>東経133度50分53.96秒</u> 倉吉市上井における鳥取 県設置の羽合用水えん堤 下流端から下流30メー トル（次に掲げるア及びイ の点を結んだ線）の水面 <u>ア 北緯35度26分48.81秒</u> <u>東経133度50分24.67秒</u> <u>イ 北緯35度26分50.39秒</u> <u>東経133度50分35.42秒</u>				<u>線と対岸との交点を結んだ</u> <u>線から下流の区域</u>
日野川水系に係る河川	日野郡江府町洲河崎にお ける中国電力株式会社設 置のえん堤上流端から上 流18メートル（次に掲げ るア及びイの点を結んだ 線）、下流360メートル（ 次に掲げるウ及びエの点 を結んだ線）の水面 <u>ア 北緯35度16分19.64秒</u> <u>東経133度28分38.92秒</u> <u>イ 北緯35度16分16.46秒</u> <u>東経133度28分38.97秒</u> <u>ウ 北緯35度16分28.71秒</u> <u>東経133度28分42.70秒</u> <u>エ 北緯35度16分24.87秒</u> <u>東経133度28分48.09秒</u> 日野郡江府町佐川におけ る中国電力株式会社設置 のえん堤(旭えん堤)上流	1月1日 から12 月31日 まで			

<p>端から上流18メートル（次に掲げるア及びイの点を結んだ線）、下流360メートル（次に掲げるウ及びエの点を結んだ線）の水面</p> <p>ア 北緯35度18分24.14秒 東経133度27分50.90秒</p> <p>イ 北緯35度18分23.18秒 東経133度27分54.70秒</p> <p>ウ 北緯35度18分36.06秒 東経133度27分57.05秒</p> <p>エ 北緯35度18分34.96秒 東経133度27分58.86秒</p>				
<p>日野郡江府町佐川における中国電力株式会社設置のえん堤（佐川えん堤）上流端から上流18メートル（次に掲げるア及びイの点を結んだ線）、下流80メートル（次に掲げるウ及びエの点を結んだ線）の水面</p> <p>ア 北緯35度17分40.29秒 東経133度28分20.16秒</p> <p>イ 北緯35度17分41.85秒 東経133度28分22.67秒</p> <p>ウ 北緯35度17分42.59秒 東経133度28分17.44秒</p> <p>エ 北緯35度17分44.50秒 東経133度28分20.56秒</p>				
<p>米子市古豊千における日野川堰上流端から上流36メートル（次に掲げるア及びイの点を結んだ線）、下流360メートル（次に掲げるウ及びエの点を結んだ線）の水面</p> <p>ア 北緯35度25分12.47秒 東経133度21分54.19秒</p> <p>イ 北緯35度25分13.18秒 東経133度22分05.70秒</p> <p>ウ 北緯35度25分24.76秒 東経133度21分53.65秒</p>	<p>2月1日から6月30日まで及び9月26日から11月10日まで</p>			

	<p>エ 北緯35度25分25.49秒 東経133度22分03.46秒</p> <p>西伯郡伯耆町吉定におけるかんがい用えん堤(五千石えん堤)上流端から上流30メートル(次に掲げるア及びイの点を結んだ線)、下流150メートル(次に掲げるウ及びエの点を結んだ線)の水面</p> <p>ア 北緯35度22分15.09秒 東経133度24分49.44秒</p> <p>イ 北緯35度22分15.79秒 東経133度24分53.21秒</p> <p>ウ 北緯35度22分20.60秒 東経133度24分47.32秒</p> <p>エ 北緯35度22分21.29秒 東経133度24分51.20秒</p>	1月1日から5月31日まで		
	<p>米子市観音寺における法勝寺川堰上流端から上流18メートル(次に掲げるア及びイの点を結んだ線)、下流180メートル(次に掲げるウ及びエの点を結んだ線)の水面(法勝寺川)</p> <p>ア 北緯35度25分06.41秒 東経133度21分49.48秒</p> <p>イ 北緯35度25分06.39秒 東経133度21分52.79秒</p> <p>ウ 北緯35度25分13.12秒 東経133度21分49.97秒</p> <p>エ 北緯35度25分13.18秒 東経133度21分53.25秒</p>	2月1日から6月30日まで及び9月26日から11月10日まで		
湖山池及びそれに接続する河川	<p>鳥取市金沢における湖山川河口(次に掲げるア及びイの点を結んだ線)から上流500メートル(次に掲げるウ)及び同河口から右岸150メートル、左岸50メートルの間の沖合100メートルの水面(次に掲げるア、イ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次</p>	1月1日から12月31日まで		

<p>結んだ線によって囲まれる水面)</p> <p>ア 北緯35度29分52.46秒 東経134度08分12.66秒</p> <p>イ 北緯35度29分53.31秒 東経134度08分11.16秒</p> <p>ウ 北緯35度29分46.93秒 東経134度07分51.63秒</p> <p>エ 北緯35度29分54.00秒 東経134度08分09.27秒</p> <p>オ 北緯35度29分56.52秒 東経134度08分11.68秒</p> <p>カ 北緯35度29分50.18秒 東経134度08分18.09秒</p> <p>キ 北緯35度29分48.02秒 東経134度08分15.42秒</p>				
<p>鳥取市金沢における忠魂碑と宇田川尻の枝川河口右岸を結ぶ線（次に掲げるア及びイの点を結ぶ線）以西の湖山池の水面</p> <p>ア 北緯35度30分10.78秒 東経134度07分55.45秒</p> <p>イ 北緯35度29分57.59秒 東経134度08分00.96秒</p>				
<p>鳥取市福井における福井川河口（次に掲げるア及びイの点を結ぶ線）から上流660メートル（次に掲げるウ）の水面</p> <p>ア 北緯35度30分20.31秒 東経134度07分45.42秒</p> <p>イ 北緯35度30分20.80秒 東経134度07分45.07秒</p> <p>ウ 北緯35度30分08.06秒 東経134度07分30.39秒</p>	<p>5月15 日から 7月15 日まで</p>			
<p>鳥取市金沢における坂津橋下流端（次に掲げるア）から下流の宇田川の水面（次に掲げるイ）</p> <p>ア 北緯35度29分45.62秒 東経134度07分39.22秒</p> <p>イ 北緯35度30分01.53秒 東経134度07分54.23秒</p>				

	<p>鳥取市松原における枝川河口（次に掲げるア）から上流595メートル（次に掲げるイ）の水面</p> <p>ア 北緯35度29分49.33秒 東経134度08分13.49秒</p> <p>イ 北緯35度29分35.59秒 東経134度07分55.98秒</p>			
	<p>鳥取市高住における高住川河口（次に掲げるア）から上流315メートル（次に掲げるイ）の水面</p> <p>ア 北緯35度29分52.56秒 東経134度09分43.45秒</p> <p>イ 北緯35度29分42.10秒 東経134度09分42.63秒</p>			
	<p>鳥取市布勢における県道湖山停車場布勢線の西側路端（次に掲げるア）から下流の新内新田川の水面（次に掲げるイまで）及び旧内新田川の水面（次に掲げるウまで）</p> <p>ア 北緯35度30分17.96秒 東経134度10分50.59秒</p> <p>イ 北緯35度30分28.36秒 東経134度10分26.07秒</p> <p>ウ 北緯35度30分38.86秒 東経134度10分44.42秒</p>			
	<p>鳥取市湖山町南二丁目における古川と垂井川との合流点に設置された扉門の上流端（次に掲げるア）から上流370メートル（次に掲げるイ）の垂井川の水面</p> <p>ア 北緯35度30分41.76秒 東経134度10分48.33秒</p> <p>イ 北緯35度30分40.55秒 東経134度11分02.35秒</p>			
東郷池及びびそ	東伯郡湯梨浜町龍島及び引地における東郷川河口（次に掲げるア及びイの	1月1日から3月31日		

れに 接続 する 河川	<u>点を結ぶ線）から上流180 メートル（次に掲げるウ 及びエの点を結ぶ線）の 水面</u> <u>ア 北緯35度28分09.24秒 東経133度53分36.28秒</u> <u>イ 北緯35度28分10.09秒 東経133度53分37.75秒</u> <u>ウ 北緯35度28分04.65秒 東経133度53分41.03秒</u> <u>エ 北緯35度28分05.75秒 東経133度53分42.46秒</u>	まで及 び5月 15日か ら7月 15日ま で		
	<u>東伯郡湯梨浜町長和田に おける羽衣石橋下流端（ 次に掲げるア及びイの点 を結ぶ線）から下流の羽 衣石川の水面（次に掲げ るウ及びエの点を結ぶ線 ）</u> <u>ア 北緯35度27分49.56秒 東経133度52分52.03秒</u> <u>イ 北緯35度27分50.01秒 東経133度52分52.70秒</u> <u>ウ 北緯35度28分15.55秒 東経133度52分47.79秒</u> <u>エ 北緯35度28分15.27秒 東経133度52分48.39秒</u>			
	<u>東伯郡湯梨浜町長江にお ける県道東郷湖線の東側 路端（次に掲げるア）か ら下流の長江港川の水面 （次に掲げるイ）</u> <u>ア 北緯35度28分25.03秒 東経133度52分32.88秒</u> <u>イ 北緯35度28分23.96秒 東経133度52分37.83秒</u>	5月15 日から 7月15 日まで		
	<u>東伯郡湯梨浜町門田にお ける門田橋下流端（次に 掲げるア及びイの点を結 ぶ線）から下流の埴見川 の水面（次に掲げるウ及 びエの点を結ぶ線）</u> <u>ア 北緯35度27分54.25秒</u>			

<u>東経133度52分31.41秒</u> <u>イ 北緯35度27分54.22秒</u> <u>東経133度52分32.24秒</u> <u>ウ 北緯35度28分18.32秒</u> <u>東経133度52分37.06秒</u> <u>エ 北緯35度28分17.90秒</u> <u>東経133度52分37.92秒</u>				
<p>東伯郡湯梨浜町下浅津における県道東郷湖線の東側路端から下流の下の大井手の水面（次に掲げるア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれる水面）</p> <u>ア 北緯35度29分13.48秒</u> <u>東経133度52分59.48秒</u> <u>イ 北緯35度29分13.34秒</u> <u>東経133度52分59.42秒</u> <u>ウ 北緯35度29分13.37秒</u> <u>東経133度53分02.11秒</u> <u>エ 北緯35度29分13.27秒</u> <u>東経133度53分02.13秒</u> <u>オ 北緯35度29分13.40秒</u> <u>東経133度53分04.36秒</u> <u>カ 北緯35度29分14.03秒</u> <u>東経133度53分04.59秒</u> <u>キ 北緯35度29分14.11秒</u> <u>東経133度53分02.27秒</u> <u>ク 北緯35度29分13.58秒</u> <u>東経133度53分02.13秒</u>				
<p>東伯郡湯梨浜町藤津における藤津橋下流端（次に掲げるア及びイの点を結ぶ線）から下流の舎人川の水面（次に掲げるウ及びエの点を結ぶ線）</p> <u>ア 北緯35度28分37.62秒</u> <u>東経133度54分33.80秒</u> <u>イ 北緯35度28分38.10秒</u> <u>東経133度54分35.70秒</u> <u>ウ 北緯35度28分41.08秒</u> <u>東経133度54分06.40秒</u> <u>エ 北緯35度28分42.34秒</u>				

	東経133度54分06.27秒			
天神川尻	東伯郡湯梨浜町 <u>はわい長瀬の新天神橋上流端</u> (次に掲げるア及びイの点を結ぶ線) から下流の水面 (次に掲げるウ及びエの点を結ぶ線) ア 北緯35度29分42.17秒 東経133度51分14.58秒 イ 北緯35度29分42.33秒 東経133度51分25.70秒 ウ 北緯35度30分12.82秒 東経133度51分18.47秒 エ 北緯35度30分14.67秒 東経133度51分32.03秒	2月1日から6月30日まで及び9月26日から11月10日まで		
日野川尻	米子市皆生新田2丁目14-1(日野川本流左岸) (次に掲げるア) と同地点から110度に引いた線と対岸との交点 (次に掲げるイの点) を結んだ線から下流の水面 (次に掲げるウ及びエの点を結ぶ線) ア 北緯35度27分01.79秒 東経133度22分12.26秒 イ 北緯35度26分58.91秒 東経133度22分26.51秒 ウ 北緯35度27分22.70秒 東経133度22分19.62秒 エ 北緯35度27分20.58秒 東経133度22分33.59秒			
東郷池尻	東伯郡湯梨浜町 <u>橋津の海岸橋下流端</u> (次に掲げるア及びイの点を結ぶ線) から下流の水面 (次に掲げるウ及びエの点を結ぶ線) ア 北緯35度30分16.26秒 東経133度52分32.43秒 イ 北緯35度30分16.37秒 東経133度52分29.53秒 ウ 北緯35度30分23.89秒 東経133度52分30.82秒 エ 北緯35度30分22.96秒	1月1日から12月31日まで		

第40条 何人も、次の表の左欄に掲げる禁止区域においては、同表中欄に掲げる期間は、それぞれ同表右欄に掲げる水産動植物を採捕してはならない。

禁止区域	禁止期間	水産動植物の種類
湖山池	12月1日から翌年3月31日まで（小だも又は中だもを使用して採捕する場合）	ぬかえび
	12月1日から翌年7月31日まで（大だもを使用して採捕する場合）	ぬかえび
	4月1日から7月31日まで	藻類
	5月15日から7月15日まで	こい及びふな
東郷池	5月15日から7月15日まで	こい及びふな

第四十一条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の下欄に掲げる区域において採捕してはならない。

水産動物	禁止期間	禁止区域
たい	○月○日から ○月○日まで	次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた水面 ア 北緯度分秒東経度分秒の点 イ 北緯度分秒東経度分秒の点 ウ 北緯度分秒東経度分秒の点 エ 北緯度分秒東経度分秒の点
ほたてがい	○月○日から ○月○日まで	次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた水面

第33条 次の表の左欄に掲げる禁止区域においては、同表中欄に掲げる期間は、それぞれ同表右欄に掲げる水産動植物を採捕してはならない。

禁止区域	禁止期間	水産動植物の種類
湖山池	12月1日から翌年3月31日まで（小だも又は中だもを使用して採捕する場合）	ぬかえび
	12月1日から翌年7月31日まで（大だもを使用して採捕する場合）	ぬかえび
	4月1日から7月31日まで	藻類
	5月15日から7月15日まで	こい及びふな
東郷池	5月15日から7月15日まで	こい及びふな

			ア 北緯度分秒東経度分秒の点 イ 北緯度分秒東経度分秒の点 ウ 北緯度分秒東経度分秒の点 エ 北緯度分秒東経度分秒の点											
	いせえび	○月○日から ○月○日まで	次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた水面 ア 北緯度分秒東経度分秒の点 イ 北緯度分秒東経度分秒の点 ウ 北緯度分秒東経度分秒の点 エ 北緯度分秒東経度分秒の点											
	あゆ	○月○日から ○月○日まで 及び○月○日から○月○日まで	次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた水面 ア 北緯度分秒東経度分秒の点 イ 北緯度分秒東経度分秒の点 ウ 北緯度分秒東経度分秒の点 エ 北緯度分秒東経度分秒の点											
<p>(河口付近における採捕の制限)</p> <p>第 41 条 何人も、次の表の上欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域においては、それぞれ同表の下欄に掲げる期間は、水産動植物を採捕してはならない。ただし、<u>第 1 種共同漁業</u>を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川の名</th> <th>禁止区域</th> <th>禁止期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						河川の名	禁止区域	禁止期間						
河川の名	禁止区域	禁止期間												
<p>(河口付近における採捕の制限)</p> <p>第四十二条 何人も、次の表の上欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間中、水産動植物を採捕してはならない。ただし、<u>第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業</u>を内容とする漁業権又は組合員行使権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>禁止区域</th> <th>禁止期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○○川河口</td> <td>次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの</td> <td>○月○日から ○月○日まで</td> </tr> </tbody> </table>						名称	禁止区域	禁止期間	○○川河口	次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの	○月○日から ○月○日まで			
名称	禁止区域	禁止期間												
○○川河口	次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの	○月○日から ○月○日まで												
<p>(河口付近における採捕の制限)</p> <p>第46条 次の表の左欄に掲げる河川の河口付近で同表の中欄に掲げる区域においては、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、水産動物を採捕してはならない。ただし、<u>第 1 種共同漁業若しくは第 3 種区画漁業</u>を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川の名</th> <th>区域</th> <th>禁止期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千代川</td> <td>河口右岸から海岸線に沿って</td> <td>3月1日</td> </tr> <tr> <td>天神川</td> <td>東側100メートルと左岸から海</td> <td>から5月</td> </tr> </tbody> </table>						河川の名	区域	禁止期間	千代川	河口右岸から海岸線に沿って	3月1日	天神川	東側100メートルと左岸から海	から5月
河川の名	区域	禁止期間												
千代川	河口右岸から海岸線に沿って	3月1日												
天神川	東側100メートルと左岸から海	から5月												

称					日野川	岸線に沿って西側100メートル	31日まで
千代川	鳥取市浜坂に国土交通省が設置した距離標 0K200 (ア) と鳥取市港町に国土交通省が設置した距離標 0K200 (イ) を結ぶ線の中央より半径 250 メートル以内の海域 ア 北緯35度32分27.93秒 東経134度11分37.90秒 イ 北緯35度32分31.57秒 東経134度11分46.89秒	3月1日から5月31日まで	各点を順次結んだ線によって囲まれた水面 ア 北緯度分秒東経度分秒の点 イ 北緯度分秒東経度分秒の点 ウ 北緯度分秒東経度分秒の点 エ 北緯度分秒東経度分秒の点			との間の最大高潮時海岸線から沖合80メートル以内の海域	
天神川	天神川河口左岸導流堤の東縁から海岸線に沿って西側100メートルの点 (ア) 及び天神川河口右岸導流堤西縁から海岸線に沿って東側100メートルの点 (エ) のそれぞれ沖合80メートルの点をイ、ウとし、ア、イ、ウ及びエを順次結んだ線と、東伯郡北栄町江北に国土交通省が設置した東新田場排水桶門 (オ) と東伯郡湯梨浜町長瀬に国土交通省が設置した長瀬排水桶門 (カ) を結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 北緯35度30分14.72秒 東経133度51分14.30秒 イ 北緯35度30分17.94秒 東経133度51分13.95秒 ウ 北緯35度30分19.66秒 東経133度51分35.87秒 エ 北緯35度30分16.43秒 東経133度51分36.22秒 オ 北緯35度30分12.82秒 東経133度51分18.47秒 カ 北緯35度30分14.67秒 東経133度51分32.03秒		〇〇川河口	〇月〇日から 〇月〇日まで		
日野川	日野川河口左岸防波堤北東端から海岸線に沿って西側100メートルの点 (ア)						

）及び日野川河口右岸導流堤北西端から海岸線に沿って東側100メートルの点（エ）のそれぞれ沖合80メートルの点をイ、ウとし、ア、イ、ウ及びエを順次結んだ線と、米子市皆生新田に国土交通省が設置した距離標OK000（オ）と西伯郡日吉津村富吉に国土交通省が設置した距離標OK000（カ）を結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 北緯35度27分26.68秒

東経133度22分15.79秒

イ 北緯35度27分29.20秒

東経133度22分16.50秒

ウ 北緯35度27分24.99秒

東経133度22分39.32秒

エ 北緯35度27分22.48秒

東経133度22分38.60秒

オ 北緯35度27分22.70秒

東経133度22分19.62秒

カ 北緯35度27分20.58秒

東経133度22分33.59秒

2 何人も、次の表の第一欄に掲げる河川の、同表の第二欄に掲げる区域においては、同表の第三欄に掲げる漁具又は漁法により、同表の第四欄に掲げる期間中、水産動植物を採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業又は第三種区画漁業を内容とする漁業権又は組合員行使権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

河川名	禁止区域	禁止漁具・漁法	期間
〇〇川	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ	手釣、竿釣（引掛竿釣及びこれに類するものを除く）以外の漁具・漁法	〇月〇〇日から〇月〇〇日まで

(河口附近における採捕の制限)

第34条 次の表の第1欄に掲げる河川で、同表第2欄に掲げる区域においては、同表第3欄に掲げる漁具又は漁法により、それぞれ同表第4欄に掲げる水産動物を採捕してはならない。

河川 の 名 称	区域	禁止漁具 又は漁法	水産動物 の 種類
千代川	千代川と湖山川の合流点の導流えん堤突端に設置した標柱から48度の線及び湖山川と千代川との境界線から	手釣及び竿釣以外の漁具・漁法	こい、ふな、あゆ、うなぎ又はにじます

線に至る間の水面
 ア 北緯度分秒東経度分秒の点
 イ 北緯度分秒東経度分秒の点
 ウ 北緯度分秒東経度分秒の点
 エ 北緯度分秒東経度分秒の点

(しいらつけ漁業の保護区域)

第42条 しいらつけ漁業の許可を受けた者以外の者は、しいらつけ漁業のつけ木の周辺100メートル以内の水面においては、しいらを採捕し、若しくは散逸し、又は他に誘致する行為をしてはならない。

(昼間又は夜間の採捕の禁止)

第43条 何人も、次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法により、同表中欄に掲げる期間における同表右欄に掲げる時間帯は、水産動物の採捕をしてはならない。

漁具又は漁法	禁止期間	禁止時間帯
うなぎ船びき網（湖山池におけるものに限る。）	6月1日から10月31日まで	午前6時から午後6時まで
じょれん（東郷池におけるものに限る。）	周年	午後6時から午前6時まで

(夜間の採捕の禁止)

第四十三条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法により午前零時から午前〇時まで及び午後〇時から午後十二時までの間、水産動植物を採捕してはならない。

- 一 〇〇網（内水面において採捕するものに限る。）
- 二 〇〇網

(しいらつけ漁業の保護区域)

第47条 しいらつけ漁業の許可を受けた者以外の者は、しいらつけ漁業のつけ木の周辺100メートル以内の区域においては、しいらを採捕し、若しくは散逸し、又は他に誘致する行為をしてはならない。

	下流の区域		
湖山川	鳥取市湖山町東三丁目と同市賀露町南一丁目の境界線から下流の区域	手釣及びさお釣以外の漁具・漁法	こい、ふな、うなぎ又はわかさぎ

(昼間又は夜間の採捕の禁止)

第35条 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法により、同表中欄に掲げる期間における同表右欄に掲げる時間帯は、水産動物の採捕をしてはならない。

漁具又は漁法	禁止期間	禁止時間帯
うなぎ船びき網（湖山池におけるものに限る。）	6月1日から10月31日まで	日の出から日没まで
じょれん（東郷池におけるものに限る。）	周年	日没から日の出まで

(火船の数の制限)

第44条 次の表の左欄に掲げる漁業につき火船を使用できる数は、1統につき、それぞれ同表の右欄の隻数の範囲内であらなければならない。

漁業の種類	隻数
中型まき網漁業（総トン数15トン未満の船舶によるまき網漁業を除く。）	3隻
中型まき網漁業（総トン数15トン以上の船舶によるまき網漁業を除く。）及び小型まき網漁業	3隻
敷網漁業（棒受網漁業を除く。）	2隻
いか釣り漁業（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）別表第2いか釣り漁業の項第1号ロからりまでの海域におけるいか釣り漁業に限る。）	1隻
その他の漁業（最大高潮時海岸線から50,000メートル以内の海域における漁業（すくい網漁業を除く。）に限る。）	1隻

(さく河魚類の通路を遮断して行う水産動植物の採捕の制限)

第45条 さく河魚類の通路を遮断して水産物

(火船の数の制限)

第四十四条 次の表の上欄に掲げる漁業につき火船を使用できる数は、一統につき、それぞれ同表の下欄の隻数の範囲内であらなければならない。

漁業種類	火船の数の範囲
〇〇漁業	〇隻以下
〇〇漁業	〇隻以下

(溯河魚類の通路を遮断して行う水産動植物の採捕の制限)

第四十五条 次の表の上欄に掲げる区域におい

(火船の隻数制限等)

第48条 次の表の左欄に掲げる漁業に使用することができる火船（集魚を目的とする照明設備を備える船舶をいう。）の隻数は、同表中欄に定める数の範囲内であって、1隻当たりの集魚を目的とする照明設備の総設備容量は、それぞれ同表右欄に定める容量の範囲内であらなければならない。

漁業の種類	隻数	総設備容量
中型まき網漁業（総トン数15トン未満の船舶によるまき網漁業を除く。）	3隻	電球10キロワット（3隻の場合は、1隻を7.5キロワットとする。）
中型まき網漁業（総トン数15トン以上の船舶によるまき網漁業を除く。）及び小型まき網漁業	3隻	電球10キロワット（3隻の場合は、2隻を7.5キロワットとする。）
敷網漁業（棒受網漁業を除く。）	2隻	電球10キロワット
いか釣り漁業（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）別表第2いか釣り漁業の項第1号ロからりまでの海域におけるいか釣り漁業に限る。）	1隻	電球60キロワット
その他の漁業（最大高潮時海岸線から50,000メートル以内の海域における漁業（すくい網漁業を除く。）に限る。）	1隻	電球15キロワット

(小型機船底びき網漁業に係る船舶の総トン数等の制限)

第49条 小型機船底びき網漁業（機船手操網漁業及び貝けた網漁業を除く。）には、総トン数が5トンを超え、又は馬力数が220キロワットを超える船舶を使用してはならない。

(さく河魚類の通路の遮断の制限)

第37条 さく河魚類の通路を遮断して水産物の採捕を行なう場合には、水面幅の3分の

<p>の採捕を行なう場合には、水面幅の3分の1以上の範囲の魚道を開けておかなければならない。</p> <p>(遊漁者等の漁具漁法の制限)</p> <p>第46条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法によって水産動植物を採捕してはならない。</p> <p>(1) 竿釣及び手釣 (2) たも網及びさ手網 (3) 投網 (4) やす及びは具 (5) 徒手採捕</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。</p> <p>(1) 漁業者が漁業を営む場合 (2) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合</p> <p>(有害物質の遺棄漏せつの禁止)</p> <p>第47条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。</p> <p>3 前項の規定は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の適用を受ける者については、適用しない。</p> <p>(漁場内の岩礁破碎等の許可)</p> <p>第48条 海面のうち漁業権の存する漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により許可を受けようとする者</p>	<p>て溯河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動植物の採捕を行う場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲の魚道を開通しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="667 188 1115 347"> <tr> <th>区域</th> <th>魚道を開通すべき範囲</th> </tr> <tr> <td>〇〇川</td> <td>河川流幅の〇分の一以上</td> </tr> <tr> <td>〇〇川</td> <td>河川流幅の〇分の一以上</td> </tr> </table> <p>(遊漁者等の漁具漁法の制限)</p> <p>第四十六条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。</p> <p>一 竿釣及び手釣 二 たも網及びさ手網 三 投網(船を使用しないものに限る。) 四 やす、は具 五 徒手採捕 六 . . .</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。</p> <p>一 漁業者が漁業を営む場合 二 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合 <u>三 試験研究のために水産動植物を採捕する場合</u></p> <p>(有害物質の遺棄漏せつの禁止)</p> <p>第四十七条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。</p> <p>3 前項の規定は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)の適用を受ける者については、適用しない。</p> <p>(漁場内の岩礁破碎等の許可)</p> <p>第四十八条 海面のうち漁業権の存する漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により許可を受けようとする者</p>	区域	魚道を開通すべき範囲	〇〇川	河川流幅の〇分の一以上	〇〇川	河川流幅の〇分の一以上	<p>(遊漁者等の漁具又は漁法の制限)</p> <p>第44条 漁業者が漁業を営むためにする場合又は漁業従事者が漁業者のためにする場合を除き、次の各号に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。</p> <p>(1) 竿釣及び手釣 (2) たも網及びさ手網 (3) 投網 (4) やす及びは具 (5) 徒手採捕</p> <p>(有害物の遺棄漏せつの禁止)</p> <p>第37条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。</p> <p>3 前項の規定は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の適用を受ける者については、適用しない。</p> <p>(漁場内の岩礁破碎等の許可)</p> <p>第50条 漁業権の設定されている漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、様式第</p>	<p>1以上の範囲の魚道を開けておかなければならない。</p> <p>(有害な物の遺棄又は漏せつの禁止)</p> <p>第25条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。</p> <p>3 前項の規定は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の適用を受ける者については、適用しない。</p>
区域	魚道を開通すべき範囲								
〇〇川	河川流幅の〇分の一以上								
〇〇川	河川流幅の〇分の一以上								

<p>は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 目的</p> <p>(3) 免許番号</p> <p>(4) 区域</p> <p>(5) 期間</p> <p>(6) 補償の措置</p> <p>(7) その他参考となるべき事項</p> <p>3 知事は、第一項の規定により許可をするに当たり、条件を付けることができる。</p> <p>(砂れきの採取禁止)</p> <p>第49条 内水面のうち第39条第2項に掲げる区域内においては、砂れきを採取してはならない。ただし、河川管理上必要がある場合において、河川管理者の許可を受けてするときは、この限りでない。</p> <p>(試験研究等の適用除外)</p> <p>第50条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験</p>	<p>は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 目的</p> <p>三 免許番号</p> <p>四 区域</p> <p>五 期間</p> <p>六 補償の措置</p> <p>七 その他参考となるべき事項</p> <p>3 知事は、第一項の規定により許可をするに当たり、条件を付けることができる。</p> <p>(砂れきの採取禁止)</p> <p>第四十九条 内水面のうち第三十五条、第四十条及び第四十一条に規定する禁止区域並びに直轄管理河川等（一級河川のうち、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区域以外の区域及び国土交通大臣の直轄工事が施行される海岸保全区域をいう。以下同じ。）以外で別表に掲げる区域（又は直轄管理河川等以外で別途知事が公示する区域）において、砂れきの採取又は除去を行ってはならない。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>一 河川工事、砂防工事、地すべり防止工事及び海岸保全施設に関する工事（災害復旧事業としてこれらの工事を行うものを含む。）による場合</p> <p>二 河川法第七条に規定する河川管理者、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第五条に規定する都道府県知事若しくは同法第六条に規定する国土交通大臣、地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）第七条に規定する都道府県知事又は海岸法（昭和三十一年法律第百一号）に規定する海岸管理者が都道府県知事に協議し、その結果に基づき、河川法等の許可等がされた場合</p> <p>(試験研究等の適用除外)</p> <p>第五十条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験</p>	<p>10号による許可申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、許可を知事に申請しなければならない。</p> <p>3 知事は、水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、第1項の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付けることができる。</p> <p>(試験研究等の適用除外)</p> <p>第51条 第38条から第40条まで及び第42条から第48条までの規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下本条において</p>	<p>(砂れきの採取禁止)</p> <p>第36条 第32条に掲げる区域内においては、砂れきを採取してはならない。ただし、河川管理上必要がある場合において、河川管理者の許可を受けてするときは、この限りでない。</p> <p>(試験研究等の適用除外)</p> <p>第38条 第26条から第35条まで及び前条の規定は、試験研究、教育実習又は増殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下本条において「試験研究等」</p>
--	---	--	--

<p>研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下本条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所</p> <p>(2) 目的</p> <p>(3) 適用除外の許可を必要とする事項</p> <p>(4) 使用船舶（船名、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名）</p> <p>(5) 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）</p> <p>(6) 採捕の期間</p> <p>(7) 採捕の区域</p> <p>(8) 使用漁具及び漁法</p> <p>(9) 採捕に従事する者の住所及び氏名</p> <p>3 知事は、第1項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。</p> <p>(1) 許可を受けた者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所</p> <p>(2) 適用除外の事項</p> <p>(3) 採捕する水産動植物の種類及び数量</p> <p>(4) 採捕の区域</p> <p>(5) 採捕の期間</p> <p>(6) 使用漁具及び漁法</p> <p>(7) 採捕に従事する者の住所及び氏名</p> <p>(8) 使用船舶（船名、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数）</p> <p>(9) 許可期間</p> <p>(10) 条件</p> <p>4 知事は、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。</p> <p>5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>6 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知</p>	<p>研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下本条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所</p> <p>二 目的</p> <p>三 適用除外の許可を必要とする事項</p> <p>四 使用船舶（船名、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名）</p> <p>五 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）</p> <p>六 採捕の期間</p> <p>七 採捕の区域</p> <p>八 使用漁具及び漁法</p> <p>九 採捕に従事する者の住所及び氏名</p> <p>3 知事は、第1項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。</p> <p>一 許可を受けた者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所</p> <p>二 適用除外の事項</p> <p>三 採捕する水産動植物の種類及び数量</p> <p>四 採捕の区域</p> <p>五 採捕の期間</p> <p>六 使用漁具及び漁法</p> <p>七 採捕に従事する者の住所及び氏名</p> <p>八 使用船舶（船名、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数）</p> <p>九 許可期間</p> <p>十 条件</p> <p>4 知事は、第一項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。</p> <p>5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>6 第一項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知</p>	<p>「試験研究等」という。）のため水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行なう当該試験研究等については、適用しない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、様式第11号による許可申請書により許可を知事に申請しなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の許可をしたときは、その申請者に様式第12号による許可証を交付するものとする。</p> <p>4 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、第1項の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付けることができる。</p> <p>5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等が終了したときは、遅滞なく、その経過を知事に報告しなければならない。</p> <p>6 第1項の許可を受けた者は、許可証の記載事項について変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>7 第1項の許可を受けた者は、許可証の記載事項に違反して当該試験研究等を行なってはならない。</p> <p>8 第2項から第4項までの規定は、第6項の変更の許可についてこれを準用する。</p> <p>9 第33条及び第34条の規定は、第1項の許可を受けた者にこれを準用する。</p>	<p>という。）のため水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行なう当該試験研究等については、適用しない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、様式第10号による許可申請書により許可を知事に申請しなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の許可をしたときは、その申請者に様式第11号による許可証を交付するものとする。</p> <p>4 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、第1項の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付けることができる。</p> <p>5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等が終了したときは、遅滞なく、その経過を知事に報告しなければならない。</p> <p>6 第1項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行なってはならない。</p> <p>7 第1項の許可を受けた者は、許可証の記載事項について変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>8 第2項から第4項までの規定は、前項の変更の許可についてこれを準用する。</p> <p>9 第22条及び第23条の規定は、第1項の許可を受けた者にこれを準用する。</p>
---	--	--	---

<p>事の許可を受けなければならない。</p> <p>7 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第3項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第25条の規定は、第1項又は第6項の規定により許可を受けた者について適用する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 漁業の取締り (停泊命令等)</p> <p>第51条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき(法第27条及び第34条に規定する場合を除く。)は、法第131条第1項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による処分(法第25条第1項の規定に違反する行為に係るものを除く。)をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(船長等の乗組み禁止命令)</p> <p>第52条 知事は、第4条第1項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該漁業の許可を受けた者が使用する船舶の操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、当該漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止を命ずることができる。</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合</p>	<p>事の許可を受けなければならない。</p> <p>7 第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第三項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第二十五条の規定は、第一項又は第六項の規定により許可を受けた者について適用する。</p> <p style="text-align: center;">第四章 漁業の取締り (停泊命令等)</p> <p>第五十一条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき(法第二十七条及び第三十四条に規定する場合を除く。)は、法第一百三十一条第一項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による処分(法第二十五条第一項の規定に違反する行為に係るものを除く。)をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(船長等の乗組み禁止命令)</p> <p>第五十二条 知事は、第四条第一項又は第三十二条第一項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該漁業の許可を受けた者が使用する船舶の操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、当該漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止を命ずることができる。</p>	<p style="text-align: center;">(許可船舶に対する停泊命令及び検査)</p> <p>第52条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締上必要があると認めるときは、当該漁業の許可を受けた者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の停泊を命ずることができる。漁業法第134条第1項の規定による検査を行わせるときも同様とする。</p> <p>2 前項前段の規定による停泊期間は、40日を超えないものとし、同項後段の規定による停泊期間は、10日を超えないものとする。</p> <p>3 知事は、第1項前段の規定による処分をしようとするときは、聴聞を行わなければならない。</p> <p>4 第1項前段の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(船長等の乗組みの制限等)</p> <p>第53条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締上必要があると認めるときは、当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、当該漁業に従事する船舶へ</p>	
--	--	--	--

<p>合について準用する。</p> <p>(衛星船位測定送信機等の備付け命令)</p> <p>第53条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第4条第1項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。</p> <p>(1) 当該船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。</p>	<p>2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>(衛星船位測定送信機等の備付け命令)</p> <p>第五十三条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第四条第一項又は第三十二条第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。</p> <p>一 当該船舶の位置を自動的に測定及び記</p>	<p>の乗組みを制限し、又は禁止することができる。</p> <p>2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の乗組みの制限等をする場合にこれを準用する。</p> <p>(無許可船舶に対する停泊命令)</p> <p>第54条 知事は、合理的に判断して漁業者が漁業の許可を受けないで当該漁業を営んだ事実があると認める場合において、漁業取締上必要があると認めるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による停泊期間は、40日を超えないものとする。</p> <p>3 第52条第3項及び第4項の規定は、第1項の命令をする場合にこれを準用する。</p> <p>(無許可船舶に対する漁具又は漁ろう装置の陸揚げ命令等)</p> <p>第55条 知事は、漁業取締上必要があると認めるときは、漁業の許可を受けないで当該許可を要する漁業に使用し、若しくは使用するおそれがあると認める船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行なう者若しくは操業を指揮する者に対して、期間を指定して、もっぱら当該漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置その他の設備の陸揚げを命じ、又は自らこれらの設備の封印をすることができる。</p>	
---	---	--	--

<p>(2) 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。</p> <p>ア 当該船舶を特定することができる情報 イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻</p> <p>(1) 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。</p> <p>(2) (停船命令) 第54条 漁業監督吏員は、漁業法第128条第3項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。</p> <p>2 前項の停船命令は、同項の検査若しくは質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適当な手段により行うものとする。</p> <p>(1) 様式第2号による信号旗Lを掲げる。 (2) サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号(短音1回、長音1回、短音2回)を約7秒の間隔を置いて連続して行う。 (3) 投光器によりLの信号(短光1回、長光1回、短光2回)を約7秒の間隔を置いて連続して行う。</p> <p>3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約3秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約1秒間継続する吹鳴又は投光をいう。</p> <p>第5章 雑則 (漁場又は漁具の標識の設置に係る届出) 第55条 法第122条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。 (標識の書換え又は再設置等) 第56条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換</p>	<p>録できるものであること。</p> <p>二 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。</p> <p>イ 当該船舶を特定することができる情報 ロ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻</p> <p>三 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。</p> <p>(停船命令) 第五十四条 漁業監督吏員は、漁業法第百二十八条第三項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。</p> <p>2 前項の停船命令は、同項の検査若しくは質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適当な手段により行うものとする。</p> <p>一 別記様式第二号による信号旗Lを掲げる。 二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号(短音一回、長音一回、短音二回)を約七秒の間隔を置いて連続して行う。 三 投光器によりLの信号(短光一回、長光一回、短光二回)を約七秒の間隔を置いて連続して行う。</p> <p>3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。</p> <p>第5章 雑則 (漁場又は漁具の標識の設置に係る届出) 第五十五条 法第百二十二条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。 (標識の書換え又は再設置等) 第五十六条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書</p>	<p>(停船命令) 第56条 漁業監督吏員は、漁業法第74条第3項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行なう者又は操業を指揮する者に対し、停船を命ずることができる。</p> <p>2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、次に掲げる信号を用いて行うものとする。</p> <p>(1) 様式第13号による信号旗Lを掲げる。 (2) サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号(短音1回、長音1回、短音2回)を約7秒の間隔を置いて連続して行う。 (3) 投光器によりLの信号(短光1回、長光1回、短光2回)を約7秒の間隔を置いて連続して行う。</p> <p>3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約3秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約1秒間継続する吹鳴又は投光をいう。</p> <p>(漁場又は漁具の標識に係る届出) 第57条 漁業法第72条の規定により漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、当該標識を建設し、又は設置したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。 (標識の書換え又は再設置等) 第58条 前条の標識に記載した事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくはき損したときは、遅滞なく、</p>	<p>(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出) 第39条 漁業法第72条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、当該標識を建設し、又は設置したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。 (標識の書換え又は再設置等) 第40条 前条の標識に記載した事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくはき損したときは、遅滞なく、</p>
---	--	--	---

<p>え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。</p> <p>(定置漁業等の漁具の標識)</p> <p>第 57 条 定置漁業及びしいらつけ漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具又はしいらつけ漁業のつけ木の敷設中においては、昼間にあつては様式第 3 号による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面上 1.5 メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。</p> <p>(はえなわ漁業の漁具の標識)</p> <p>第 58 条 はえなわ漁業に従事する船舶の操船又は漁ろうを指揮監督する者は、その操業中においては、幹なわ又は綱の両端は、水面上 1.5 メートル以上の高さの漁具標識をつけ、幹なわの中間に 300 メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該漁具標識に、電灯その他見易い標識を掲げなければならない。</p> <p>2 前条第 1 項及び前項の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。</p> <p>(内水面漁場管理委員会)</p> <p>第 59 条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。</p> <p>2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。</p> <p>(添付書類の省略)</p> <p>第 60 条 この規則の規定により同時に 2 以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、1 の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、1 の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略する</p>	<p>き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。</p> <p>(定置漁業等の漁具の標識)</p> <p>第五十七条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあつては別記様式第三号による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面上 1・五メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。</p> <p>(はえなわ漁業及び流し網漁業の漁具の標識)</p> <p>第五十八条 次に掲げるはえなわ漁業及び流し網漁業に従事する船舶の操船又は漁ろうを指揮監督する者は、その操業中、幹なわ又は綱の両端に、水面上 1・五メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹なわの中間に三百メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。</p> <p>一 ○○はえなわ漁業及び○○はえなわ漁業</p> <p>二 ○○流し網漁業及び○○流し網漁業</p> <p>2 前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。</p> <p>(内水面漁場管理委員会)</p> <p>第五十九条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。</p> <p>2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。</p> <p>(添付書類の省略)</p> <p>第六十条 この規則の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略</p>	<p>これを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。</p> <p>(定置漁業等の漁具の標識)</p> <p>第59条 定置漁業及びしいらつけ漁業その他知事が別に定める漁業を営む者は、漁具又はしいらつけ漁業のつけ木の敷設中においては、昼間にあつては、様式第14号による標識を、夜間にあつては、知事が別に定める標識を、当該漁具又はつけ木の見易い場所で水面上1.5メートル以上の高さに設置しておかなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の漁業又は標識を定めたときは、これを公示するものとする。</p> <p>(はえなわ漁業及びさし網漁業の漁具の標識)</p> <p>第60条 はえなわ漁業及びさし網漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行なう者又は操業を指揮する者は、その操業中においては、幹なわ又は綱の両端は、水面上1.5メートル以上の高さの漁具標識をつけ、幹なわの中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該漁具標識に、電灯その他見易い標識を掲げなければならない。</p> <p>2 前条第 1 項及び前項の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。</p>	<p>く、これを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。</p>
---	---	--	--

<p>ことができる。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。</p> <p>第6章 罰則</p> <p>第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(1) 第33条第1項、第34条から第45条まで、第47条第1項、第48条第1項又は第49条の規定に違反した者</p> <p>(2) 前号の犯罪(第34条から第36条の違反に係る部分に限る。)に係る水産動植物又はその製品を、情を知って運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあっせんをした者</p> <p>(3) 第33条第1項の許可に付けた条件又は第48条第3項の規定により付けた条件に違反した者</p> <p>(4) 第23条第1項(第33条第7項において準用する場合も含む。)、第47条第2項又は第52条第1項の規定に基づく命令に違反した者</p> <p>2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に若しくは養殖の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。</p> <p>第62条 第25条第1項(第33条第7項において準用する場合を含む。)、第31条又は第46条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。</p> <p>第63条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第61条第1項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本</p>	<p>することができる。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。</p> <p>第六章 罰則</p> <p>第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第三十四条第一項、<u>第三十五条</u>から第四十五条まで、第四十七条第一項、第四十八条第一項又第四十九条の規定に違反した者</p> <p>二 前号の犯罪(第三十六条又は第三十七条の違反に係る部分に限る。)に係る水産動植物又はその製品を、情を知って運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあっせんをした者</p> <p>三 <u>第三十二条第一項</u>若しくは<u>第三十四条</u>第一項の許可に付けた条件又は第四十八条第三項の規定により付けた条件に違反した者</p> <p>四 第二十三条第一項(<u>第三十二条第五項及び第三十四条第七項</u>において準用する場合も含む。)、第四十七条第二項又は第五十二条第一項の規定に基づく命令に違反した者</p> <p>2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に若しくは養殖の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。</p> <p>第六十二条 第二十五条第一項(<u>第三十二条第五項及び第三十四条第七項</u>において準用する場合を含む。)、第三十一条又は第四十六条第一項の規定に違反した者は、科料に処する。</p> <p>第六十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第六十一条第一項又は前条の違反行為をしたときは、</p>	<p>第4章 罰則</p> <p>第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(1) 第36条、第37条第1項、第38条から第40条まで、第42条、第43条、第45条から第49条まで、第50条第1項又は第51条第7項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第20条、第30条第1項、第50条第3項又は第51条第4項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により付けられた制限又は条件に違反した者</p> <p>(3) 第30条第1項の規定による操業の停止の命令に違反した者</p> <p>(4) 第37条第2項、第52条第1項、第53条第1項、第54条第1項又は第55条の規定による命令に違反した者</p> <p>2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される者は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。</p> <p>第63条 第33条(第51条第9項において準用する場合を含む。)<u>第35条</u>又は<u>第44条</u>の規定に違反した者は、科料に処する。</p> <p>第64条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して、第62条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰</p>	<p>第4章 罰則</p> <p>第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(1) 第8条、第24条、第25条第1項、第26条から第37条まで又は第38条第6項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第12条、第20条第1項又は第38条第4項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により付けられた制限又は条件に違反した者</p> <p>(3) 第20条第1項の規定による採捕の停止の命令に違反した者</p> <p>(4) 第25条第2項の規定による命令に違反した者</p> <p>2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。</p> <p>第42条 第22条(第38条第9項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、科料に処する。</p> <p>第43条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して、第41条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰</p>
--	--	---	--

<p>条の罰金刑又は科料刑を科する。</p> <p>第64条 第17条第2項、第19条第2項、第25条第3項、第26条から第28条まで、第30条第1項若しくは第2項（これらの規定を第33条第7項において準用する場合を含む。）又は第50条第3項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する</p>	<p>行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。</p> <p>第64条 第17条第2項（<u>第三十二条第五項において準用する場合を含む。</u>）、第十九条第二項、第二十五条第三項、第二十六条から第二十八条まで、第三十条第一項若しくは第二項（これらの規定を<u>第三十二条第五項及び第三十四条第七項</u>において準用する場合を含む。）又は第五十条第三項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。</p>	<p>するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑又は科料を科する。</p> <p>第65条 第13条、第14条、第16条、第27条第2項、第32条、第34条（第51条第9項において準用する場合を含む。）又は第51条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。</p>	<p>するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料を科する。</p> <p>第44条 第14条、第15条、第17条第1項若しくは第2項、第23条（第38条第9項において準用する場合を含む。）又は第38条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。</p>
--	--	---	---